

令和2年9月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録

令和2年9月16日・18日

場 所 第5委員会室

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一

令和2年9月16日(水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正  
予算(第9号)

○議案第2号 令和2年度宮崎県えびの高原ス  
ポーツレクリエーション施設特  
別会計補正予算(第1号)

○議案第3号 令和2年度宮崎県営国民宿舎特  
別会計補正予算(第1号)

○議案第16号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会  
公益財団法人宮崎県産業振興機構  
公益財団法人宮崎県観光協会  
公益財団法人宮崎県国際交流協会  
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構  
宮崎県道路公社  
宮崎県住宅供給公社

○請願

- ・請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的  
拡充を求める意見書」の採択を  
求める請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○その他報告事項

- ・宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振  
興戦略に基づく主な取組について
- ・みやざきグローバルプランに基づく主な取組  
について
- ・令和元年宮崎県観光入込客統計調査結果(概  
要)について
- ・県営国民宿舎の現状等について
- ・台風10号の被害状況について(速報)
- ・美しい宮崎づくり推進計画に基づく主な施策  
(令和元年度)について

出席委員(8人)

委 員 長	武 田 浩 一
副 委 員 長	坂 本 康 郎
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	西 村 賢
委 員	日 高 利 夫
委 員	田 口 雄 二
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	松 浦 直 康
商工観光労働部次長	岩 本 真 一
企業立地推進局長	中 嶋 亮
観光経済交流局長	丸 山 裕 太 郎
商工政策課長	山 下 弘
経営金融支援室長	長 倉 佐 知 子
企業振興課長	串 間 俊 也
食品・メディカル 産業推進室長	日 高 一 興
雇用労働政策課長	兒 玉 洋 一
企業立地課長	大 衛 正 直
観光推進課長	高 橋 智 彦
スポーツランド 推進室長	飯 塚 実
オールみやざき営業課長	平 山 文 春
工業技術センター所長	藤 山 雅 彦
食品開発センター所長	山 田 和 史
県立産業技術専門校長	矢 野 雅 博

県土整備部

県土整備部長	明利浩久
県土整備部次長 (総括)	吉村達也
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	西田員敏
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	石井剛
高速道対策局長	廣松新
部参事兼 管理課長	斎藤孝二
用地対策課長	伊豆雅広
技術企画課長	境光郎
工事検査課長	杉本一隆
道路建設課長	国府紀夫
道路保全課長	有馬誠
河川課長	小倉弘康
ダム対策監	平島充治
砂防課長	小牧利一
港湾課長	平部隆典
空港・ポート セールス対策監	大浦浩一郎
都市計画課長	横山義仁
美しい宮崎づくり 推進室長	梅下利幸
建築住宅課長	金子倫和
営繕課長	巢山昌博
設備室長	日高誠
高速道対策局次長	多田昌志

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

○武田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お

手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、9月6日から7日にかけて九州に接近いたしました台風10号につきまして、当部所管の被害状況について関係団体を通じまして確認をいたしましたところ、強風による店舗の看板とか雨どい、窓ガラス等の破損、そういった報告が多数ございました。そのほかに公園、観光地等における倒木でありますとか、遊歩道、海水浴場における流木の漂着等があったところでございます。

また、御案内のとおり椎葉村におきまして建設業者の自宅、それから事務所が土砂崩れに遭いまして4名の方々が安否不明という状況でございます。被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く発見されるように願っているところでございます。

それでは、本日御審議をお願いいたしております事項につきまして、概略を御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の表紙、目次のところを御覧ください。

まず、Ⅰ、議案であります。これは新型コロナウイルス感染症関連の6つの事業につきまして補正をお願いしているものでございます。

それから、Ⅱ、報告事項であります。これは県が出資しております法人の経営状況についての御報告でございまして、4団体いずれも公益財団法人であります。宮崎県機械技術振興協会、宮崎県産業振興機構、宮崎県観光協会、宮崎県国際交流協会の4つの団体について御報告をするものでございます。

Ⅲ、その他報告事項といたしまして、4件予定しております。まず、宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づく主な取組の状況について、次に、みやざきグローバルプランに基づく主な取組について、次に、令和元年宮崎県観光入込客統計調査結果(概要)について、そして、県営国民宿舎の現状等についての4つの項目でございまして。

それぞれ詳しくはまた御説明いたしますけれども、以上でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案についてでございますけれども、今回3つの補正予算の議案をお願いしております。

まず、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」であります。

商工観光労働部一般会計歳出につきまして、表にありますとおり補正前の額が562億8,905万2,000円でありまして、今回補正として45億8,635万2,000円をお願いしております。これによりまして補正後の額が608億7,540万4,000円となります。

あわせて、債務負担行為の限度額の変更をお願いしております。表にありますとおり中小企業融資制度の損失補償につきまして、現在、

限度額が2億6,000万円となっておりますのを4億3,000万円に引上げをお願いしているところでございます。

議案第2号「令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」であります。

歳入・歳出とも補正前の額が305万円でありまして、今回補正として87万1,000円の増額をお願いしております。これによりまして補正後の額が392万1,000円となります。

それから、議案第3号「令和2年度宮崎県国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」であります。

歳入・歳出とも補正前の額が6,618万9,000円でありまして、今回補正として9,555万9,000円をお願いしております。これによりまして補正後の額は1億6,174万8,000円となります。

2ページの表は課ごとの予算の状況でございます。

4ページをお開きください。

今回、議案第1号としてお願いをしております補正予算事業の6つの事業を掲げております。それぞれの詳細につきましては担当課長のほうから御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

○山下商工政策課長 商工政策課でございます。

議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」について、御説明いたします。

お手元の令和2年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、51ページをお開きください。

補正額は左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計43億7,568万1,000円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は右から3列目の欄にあるとおり、515億9,493万4,000円となります。

53ページをお開きください。

補正の内容でございますが、(事項)中小企業金融対策費につきまして、説明欄の1、中小企業融資制度貸付金、2、中小企業金融円滑化補助金、3、中小企業融資制度利子補給をお願いするものです。

次に、その下の(事項)小規模事業対策費につきまして、説明欄の新規事業、商工会等指導環境整備事業をお願いするものです。

さらに、その下の(事項)中小商業活性化事業費につきまして、説明欄の新規事業、みやざき応援消費促進事業をお願いするものです。

各事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

新規事業、みやざき応援消費促進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大に伴い、休業要請などにより県内の飲食店は特に大きな打撃を受けていることから、国のGo To Eatキャンペーンを活用した強力な消費喚起を実施するとともに、幅広い業種を対象としたプレミアム付商品券の追加発行など、地域の実情に応じた商業振興施策を行う市町村を支援するものです。

2の事業の概要ですが、予算額は8億4,193万円で、事業の実施主体は食事券発行事業者である一般社団法人宮崎県商工会議所連合会及び各市町村であります。

事業内容ですが、①のGo To Eatひなた食事券発行支援事業は、国が実施するプレミアム率25%のGo To Eatキャンペーンの食事券発行事業について、受託者である宮崎県商工

会議所連合会に対し、プレミアム率5%分と事務経費を補助するものであり、これによりプレミアム率30%の食事券を総額約20億円分発行するものです。

販売時期は、今後の感染状況等にもよりますが、10月頃を予定しております。

②のプレミアム付商品券等域内消費喚起支援事業は、各市町村が現在実施しているプレミアム付商品券事業の商品券の追加発行支援や、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施する振興対策に支援を行うものです。

3の事業の効果ですが、新型コロナウイルスの影響が特に大きい飲食店を対象としたプレミアム付食事券の発行支援や、幅広い業種を対象としたプレミアム付商品券の追加発行など、県民の消費喚起を促すことにより、本県経済の回復が図られるものと考えております。

次に、6ページを御覧ください。

新規事業、商工会等指導環境整備事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、現在、国や県、市町村が様々な対策を講じておりますが、商工会議所、商工会がそれらの事業の主体となって最前線で商工業者の指導や支援に当たっております。

このような取組を行うに当たり、情報機器類の充実や地域の商工業者が安心して商工会等を利用するための環境整備が必要なことから、指導に必要な情報機器を整備し、パーティション設置などの感染予防対策を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は2,350万円、実施主体は一般社団法人宮崎県商工会議所連合会ほか記載のとおりでございます。

事業内容ですが、①の情報システムの整備は、商工会連合会と各地区商工会を結ぶインター

ネットや共有するファイルサーバーに必要なルーターの整備を行うものです。

②の経営指導環境整備は、指導環境の向上や感染予防対策を充実させるため、パソコンの整備やパーティション設置などの備品の整備を行うものです。

3の事業の効果ですが、情報関連機器の整備等により効率的な指導が図られるほか、感染対策を行うことで、県民や商工業者が安心して会館を利用できる環境が整うものと考えております。

次に、7ページをお開きください。

中小企業金融対策費であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、今後の資金需要に対して十分な融資枠を確保するものです。

2の事業概要ですが、補正額は35億1,025万1,000円、財源は記載のとおりです。

(3)の事業内容は、新型コロナウイルス感染症関連の融資枠の拡大を行うものであります。具体的には右側の8ページで御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、上の段の新規融資枠の推移を御覧ください。

左端の図から順に新型コロナ関連の融資枠として、当初予算で50億円、4月補正で340億円、6月補正で1,000億円を確保したところですが、融資の申込みが想定を超えて増加してきており、今後の資金需要を見込んで右端の図にありますように1,800億円に拡大するものです。

次に、下の段のコロナ関連の融資実績を御覧ください。

図の右下の太枠の欄にありますとおり、7月末までの融資が累計で6,379件、金額にして約975

億円となっております。

資料の7ページにお戻りください。

(3)の事業内容の①から④に事業の内訳を記載しております。

①の貸付金は、金融機関への原資預託であり、31億円を追加でお願いするものです。

②の円滑化補助金は、軽減した保証料相当分を信用保証協会に補助するもので、7,625万1,000円を追加でお願いするものです。

③の損失補償金は、代位弁済によって生じた信用保証協会の損失分について、一定割合を補償するもので、今後、さらに融資の増加が見込まれますことから、債務負担行為において限度額を変更するものです。

④の利子補給は、金融機関への委託により国庫を財源とした事業者への利子補給を行うもので、利子補給金の追加として、3億3,400万円を見込んでおります。

3の事業の効果としましては、中小企業の負担軽減を行い、円滑な資金繰りを支援することによって事業継続を後押しできるものと考えております。

商工政策課の説明は以上であります。

○**串間企業振興課長** 企業振興課でございます。企業振興課の9月補正予算につきまして、御説明いたします。

令和2年度9月補正歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、55ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、6,000万円の増額をお願いしております。補正後の額は右から3列目にありますように23億8,052万円となります。

57ページをお開きください。

(事項) 地域企業再起支援事業費6,000万円の

説明欄のところ、地域中小企業等回復支援事業であります。

別冊の常任委員会資料で御説明させていただきますので、常任委員会資料の9ページをお開きください。

この事業は、6月補正予算において御承認いただいたものでございまして、1の事業の目的・背景にありますように、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内中小企業等の業績回復や事業拡大に向けた取組を支援するものであります。

2の事業の概要でありますけれども、(5)の①に下線を引いております。この事業について6,000万円の増額をお願いするものでございます。

その内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、販路回復や新分野進出などに取り組む経費を補助するものでございます。

最後に、3の事業効果にありますように、県内企業の業績回復のための支援を行い、本県経済の回復につなげていきたいと考えているところでございます。

企業振興課からの説明は、以上でございます。

**○兒玉雇用労働政策課長** それでは、雇用労働政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和2年度9月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、59ページを開きください。

今回の補正でございますが、5,424万1,000円の増額補正をお願いしておりまして、補正後の額は右から3番目の欄にありますように17億9,722万3,000円となります。

61ページをお開きください。

(事項) 地域雇用対策推進費の説明欄1のと

ころ、新規事業、離職者採用企業支援事業、5,424万1,000円でございますが、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新規求人数の減少等により本県の有効求人倍率も低下傾向にある中、離職等を余儀なくされた方々の再就職に向けた環境は厳しい状況にありますことから、企業の採用意欲低下を防ぐことにより、コロナ関係離職者の不安の解消と早期就労を図るものでございます。

次に、2の事業の概要の(5)事業内容についてであります。離職を余儀なくされた方々の再就職を後押しするため、正規雇用労働者として雇用した事業者に対し、採用者1人につき10万円を給付するものでございます。

3の事業効果としましては、給付金を支給することにより、コロナ関係離職者等の雇用機会の確保や早期就労につながるものと考えております。

当課の説明は、以上でございます。

**○高橋観光推進課長** 観光推進課でございます。

観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の9月補正歳出予算説明資料、観光推進課のインデックスのところ63ページをお開きください。

今回お願いいたします9月補正予算額につきましては、1億9,286万円となっております。

内訳といたしましては、一般会計が9,643万円、特別会計につきましては、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が87万1,000円、県営国民宿舎特別会計が9,555万9,000円でございます。



この結果、補正後の予算額は右から3列目のとおり、一般会計が31億2,029万1,000円、特別会計が1億6,566万9,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

65ページをお開きください。

まず、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費の説明欄の1の(1)、新規事業、安全・安心国民宿舎等受入環境整備費9,555万9,000円、次に、(事項) 観光振興費の説明欄の1の(1)、新規事業、安全・安心国民宿舎等受入環境整備費87万1,000円につきましては、それぞれ県営国民宿舎特別会計とスポーツレクリエーション施設特別会計への繰出金となっております。

なお、事業内容の詳細につきましては、後ほど別冊で御説明いたします。

以上が一般会計の事業でございますが、続いて、66ページをお開きください。

今しがた御説明いたしました一般会計からの繰出金を受けて事業を行う特別会計でございます。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございますが、(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費87万1,000円。

続きまして、67ページでございますけれども、県営国民宿舎特別会計でございます。(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費4,645万5,000円、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費4,910万4,000円につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料11ページをお開きください。

新規事業、安全・安心国民宿舎等受入環境整備事業でございます。

まず、事業の目的・背景でございますが、県

営国民宿舎等において、宿泊客等が安心して快適に施設を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策に資する受入環境整備を行うことにより受入体制の充実・強化を図るものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、予算額はえびの高原荘、高千穂荘を合わせまして9,643万円であります。

以下、(2) 財源、(3) 事業期間、(4) 事業主体につきましては御覧のとおりでございます。

(5) の事業内容でございますが、主な環境整備の内容につきましては、換気対策として空調設備改修や排煙窓等の修繕を行うとともに、接触感染予防対策としてカーペット等の張替えなどを行うものでございます。

3の事業効果でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に資する受入環境の整備を行うことで、宿泊客等による一層の安全安心な利用が図られるものでございます。

なお、県営国民宿舎の現状等の詳細につきましては、後ほどその他報告事項の中で御説明させていただきます。

当課からの説明は、以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○西村委員 中小企業金融対策費について伺いたと思います。

このような融資制度があるおかげで厳しい県内の中小企業が非常に助かっていて、現状の倒産件数とかを見ても、まだ大幅に増えていないのはこういう融資によって助けられていると思うんですが、企業によっては融資の返済が始まったときにさらに厳しくなるという話も聞いておりますし、これは宮崎県のみならず全国的に同

じような状況ではないかと言われていました。

それぞれの企業の体力にもよりますが、1年後、2年後、3年後を考えたときに、この丸々融資したものがしっかりと100%返って来るのが本来の希望ですけれども、そういうわけにもいかないのではないかと現状では思うんですが、そのあたりを厳しく考えているのかどうか、ちょっと伺ってみたいと思います。

**○長倉経営金融支援室長** 現在の県内でのコロナ関連の倒産件数は、本年度4月から8月までで4件ということでありましてけれども、今後増えてくると予想されております。

また、同じく民間信用調査会社のアンケート調査によりますと、休廃業につきましても、廃業を検討する可能性のある中小企業が、九州・沖縄地区で6.77%というデータが出ております。宮崎県内の中小企業数が3万4,800社ほどですので、単純に6.77%を当てはめると2,000社を超える休廃業が発生する恐れがあるところで、非常に深刻な数字だと受け止めております。

このコロナの影響下において、まずは資金繰り対策ということで、これまで今回を入れますと3度の補正をしながら融資枠を拡大して資金繰り支援に迅速に当たってきたところでございますけれども、今後、委員がおっしゃるような廃業や倒産などで返せなくなるというところについては、我々としても憂慮しているところでございます。

もちろん金融機関の皆様には、事業者に寄り添った形で融資をしていただいているところでありまして、また融資後のアフターフォローといたしますか、モニタリング等もお願いをしているところで、状況については注視してまいりたいと考えております。

まず、資金繰りについては、金融機関のお話

を聞くと一巡したという感じではあるんですけども、本業のほうは回復しない限りは返済もままならないという状況なので、今回の県の補正予算でも経済回復のための予算をお願いしているところですので、そのような形で支援を行いながら経済の回復を図りつつ、金融機関とも連携して経営支援を行いながら、なるべく返済が滞らないような形でフォローしていきたいと考えております。

**○西村委員** 丁寧な答弁ありがとうございました。これはなかなか読めないもので、地域経済自体がどれだけ元の水準、もしくは業種によっては、そこまで戻らないところもあるんでしょうけれども、金融機関等々は、場合によっては自分たちの貸し出したものはしっかりと回収していくけれども、こういう公的融資については後回しにしていく可能性もあるんじゃないかなと、ちょっとうがった見方もしてしまうんですが、そういったことにもしっかりと目を光らせていただきたいと思いますし、それぞれの体力にも応じると思うんですが、中小企業の経営をしっかりとサポートしていけるような経済対策も打たないといけないと思います。それを行政がどこまでできるのか、市場の原理というのが一番大きいと思いますので、過保護になり過ぎてもだめだと思いますし、そういうところも重々分かっていると思うのですが、先の見えない、この1年後、2年後、体力がどこまでもつか分からない中小企業にしっかりと寄り添っていただきたいと思います。

**○山下委員** 私もこの問題は今回の代表質問の中でも取り上げさせていただきましたが、1件当たり1,500万円の借入額だったと思うんです。それで、今、西村委員からもありましたように今回のこの制度は中小企業の皆さん方は救い

だったと思うんです。というのは、コロナが発生してから一番大変だったのは4月、5月だったと思うんです。そのころ持続化給付金が出る、早め早めの対策で皆さん方は急場をしのげたという状況だったと思うんですが、一時期、やっぱり中小企業の皆さん方から景気の低迷で悲鳴が上がっておりました。この貸付事業が出てから我々にもさほど声が上がって来なくなったという現状だったんです。今回、聞いてみましたらこれだけの件数が出てきた、1,000億円も目前に貸出しが出ているということで、私が一番心配したのは、10年間のうち無利子が3年間、7年間は有利子で償還していかないといけないということですよね。もう1度確認したいんですが、この有利子の利息は何%でしたか。

**○長倉経営金融支援室長** 全国統一要件の新型コロナウイルス感染症対応資金で申しますと、セーフティーネット保証4号を使った場合に融資利率は融資期間に応じて年0.7%~1.2%になっております。

**○山下委員** 0.7%~1.2%ですよね。これを7年間で払っていくんですが、皆さん方は急場をしのぐため、この借入金で、払えなかった労働賃金を払ったり、支払いが別の借入れの償還金として払ったり、いろんな充当をされたと思うんですが、非常に心配するのは、償還が来た4年目に、よほど景気が回復して売上げを伸ばしていかないと支払いに苦慮するだろうなど。

コロナがこんな騒ぎとなったのは2月ぐらいでしたから、その時点に戻すためにはよっぽど経営者がしっかりしていけないと。今年予想もしない借入れまでして一時期をしのいで、今度はそれだけの利益を追及していけないと、余計な支払いもしていけないといけないということですから、中小零細企業はしっかり考えておか

ないと、4年目からかなり倒産してくるような気がしてなりません。

そのことで皆さん方もいろいろ支援策を講じて、今回、また1,800億円まで増やすということですので、G o T o E a tについて説明していただきましたが、G o T o キャンペーンをひくくめて総体的に県民に向かってアクセルをちょっとふかして、みんながそういう気持ちになっていかないと、ここ半年ぐらい巣ごもり状態ですから、なかなか切りかえていくことが難しい。

3年後、4年後の経済の立て直しは中小零細企業にはできないと思うんで、福祉保健部のコロナの感染者の受入体制さえしっかりとやれば、皆さん方が中心となって、思い切ってアクセルを踏んで経済対策をやるのか、その辺の覚悟をちょっとお聞かせいただくとありがたいのですが。

**○松浦商工観光労働部長** 御指摘のように、とりあえず急場はほぼしのげた状態に今あると思います。今後の推移を見ながらどうなっていくかということがあるんですけども、もともとの考え方として、ゴールデンウィークあたりの緊急事態宣言をしのぎ、そこから何とか経済のアクセルを踏んでいこうという矢先にこの夏の県内での感染拡大があったものですから、思っていた状態からすると後ろ倒しになってしまいましたが、まずは県民の皆さんから消費をしっかりしていただくという意味合いでのプレミアム付商品券、それからG o T o E a tの活用というところで今やっているところでございます。

まずは、コロナが出てくる前の状態ぐらいまでは消費活動を元に戻していきたいというのが最初の取組とっております。

それから、特に観光関連が非常に厳しい状況

にあるということでございます。交通関係であるとか宿泊であるとか、それぞれの分野によって状況が違いますけれども、そういった声を伺いながら、まずは県民に県内を動いてもらう、観光してもらうためのキャンペーンもこれからちょっとはアクセルを踏みながらやっていかないといけない。そのためにはそれぞれが安全対策をちゃんとしていますというふうなPRも必要であると思っておりますので、そういったPR活動については既にテレビ等の中で始めておりますけれども、更にもう一段、旅行に行きましようというようなメッセージも含めてやっていきたいと思っております。

とりあえず今年度は経済活動、県内についてできる限り元に戻していくというふうなところをまずやりたいと思っております。その上でそれぞれの企業活動、事業者の活動が県外に向けても回復していけるというふうな道筋を作っていくかなきゃなりませんので、そういったものについてもまた併せてやっていきたいと思っております。

**○山下委員** ぜひよろしくお願ひしたいのですが、本県の観光もインバウンドに頼っているところがかなりあったんですよね。我々も宮崎市内で飲食するときに、インバウンドが今来れる状況でもないのだから観光客も来ない、また野球の秋季キャンプも中止になったということで、これまでのフードビジネスや、それこそみんな総力を挙げてここ10年、宮崎の観光資源たる飲食や観光を推進してきたわけで、それが今どーんと落ち込んでいるわけですから、皆さんが総力を挙げてやっていかないと。

なかなかまだ見通しが立たないので、経営者の皆さん方の指導と、できるだけ早く経済を立て直すために、アンテナを張っていただいて、

宮崎らしい観光の在り方やぜひ総集してほしいなと思います。よろしくお願ひします。

**○松浦商工観光労働部長** 御指摘の点については、我々もぜひそうすべきだと思っております。あまり大きなことはこの場で言えませんが、そういうような意識を十分持って、我々、商工観光労働部の使命としてそこをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○外山委員** 1点だけ関連でございますけれども、この融資もさることながら、雇用調整助成金も、9月から年内に申請期間が延びましたけれども、全部とりあえずの処置なんですよ。だから、どこかでコロナに対する県民、国民の意識を変えることと、もちろん一番大事なことはワクチンの開発、これに尽きると思うんです。現状を見ていますと、我々がもう外出しようとか、動こうといっても、皆さん動きませんもん。もう出ないもの、夜でも何でも。だから非常に厳しい環境であります。

その中でこの10ページの離職者採用企業支援事業ですけれども、既に何件かの実績があるんですか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 離職者採用企業支援事業でございますけれども、今回の9月補正でお願いをしている事業でございますが、この事業を立案した時点の7月31日時点で449名の離職が出ているということで把握をしております。

**○外山委員** これは採用した企業からの申告で、いわゆるコロナ関連離職という確認、規定とか決まりがあるんですか。誰がそれを判定するんだろう。

**○兒玉雇用労働政策課長** 判定は離職票であるとか、ハローワークの求人が出しているものであるとか、あるいはそういうのが不明であれば、

事業者あるいは採用された方からの聞き取り等で判断してまいりたいと考えております。

**○外山委員** いい事業だからいいんですけれども、どういうふうに規定しているのかと思ったのと、一企業に採用人数の制限はないんですね。

**○兒玉雇用労働政策課長** 現在のところ、1企業当たりの人数制限はしないということで考えています。

**○日高委員** 今の関連で一、二点教えてください。この事業は前回の補正予算の新卒採用企業の応援事業と似たようなイメージかなと思っ

ているんですが、この新卒採用企業の事業は今のところ実績が既に上がってきていると思うんですけど、その進捗状況はどうなんですか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 新卒採用応援事業につきましては、正式に内定を出すのが10月1日以降という形になります。実際に書類を提出するのは年が明けて2月頃からということで考えておりますので、まだうちのほうに申請等は出てきていない状況でございます。

**○日高委員** そしたら、この離職者採用企業支援事業の対象期間はいつまでなのかと、7月31日現在で449人というのは、ハローワークから拾って来られたという数字ですか。それと併せて小規模事業者の持続化給付金、これも最初は3,500万円だったんですね。結局最終的には7,500万円というところまで2倍以上膨れ上がったということになりますが、この離職者の採用企業、これももし449人という想定をはるかに上回ると、私はこういう数字では収まらないかなという予想があるものですから、そういうときにはやはり対象期間をある程度延ばしていただいて、柔軟に対応できるようなことになるのか。

というのが、小規模事業者事業継続給付金に

ついては6月でぱっと打ち切られましたよね。あの件についてはどうして延ばせないのかということもいろいろありましたので、その件も含めて今の件をちょっとお願いします。

**○兒玉雇用労働政策課長** まず、いつまでを対象にするかということでございますけれども、現在のところ2月中旬までに採用された方ということで考えています。

人数については、1人につき10万円でございますので500人ということで見込んでおります。これは7月31日時点で449人ということでありましたけれども、2月末ぐらいまでで計算上は1,200人ぐらい、ただ実際にどういうふうな状況になるか分からないので、1,500人ぐらいを一応離職すると見込んでおまして、その中の半分が就職して、その中の3分の2が正規で採用されるというイメージで500名という数字を出したところでございます。

最後の時期の問題については、これからかなり増えるんじゃないかというお話がありましたけれども、今後の経済状況によっては、この予算を上回るということは考えられるところではございます。

この事業については国の交付金を使っておりますので、事業を延ばすということはなかなか考えにくいところございまして、仮に予算を超えるような場合には、今どうこうということではお答えはできないんですけれども、内部で検討をしてみたいと考えているところです。

**○日高委員** 柔軟にぜひ対応していただけますように、少し安心しました。ありがとうございました。

**○前屋敷委員** 私も今の離職者採用企業支援事業に関連してなんですけれども、今お話を伺う中で、現在までにつかんでいらっしゃる離職者、

いわゆる解雇とか雇い止めに遭われた方が449名ということで、大体500名を目標にした予算措置かなと思ったんですけども、これまでもこういう制度があったので全く知らないということではないかもしれませんが、この制度そのものを離職された方々も知ることが必要ですし、企業の方もこういう制度を活用して雇用できる、新たに離職した方を救済というとおかしいですが雇用するという制度をどこまで周知徹底させるか。

それから、私はこの事業そのものは大事な事業なので大いにやっていただきたいと思うんですけども、採用1人につき10万円は1回だけですよね。今この経済状態の中で経営そのものも大変なような時期に採用を考えると、企業は発展していく先の見込みがないとなかなか採用に至らないということもあります。これは国の臨時交付金を活用する事業ですけど、運用については県が独自にその内容を決めていけるわけですよね。であれば、もう少し金額を引き上げるとか、安定した雇用につないでいくための一工夫、二工夫が必要ではないでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** まず、数字のほうからですけども、7月31日時点で449名ですが、9月11日現在の最新の数字が数字が494名となっているところでございます。

それと10万円について、その点は離職者を採用することは新卒よりも大変じゃないかなというようなことは正直内部でも議論がございました。ただやはり新卒採用企業応援事業とのバランスの問題も考えまして、それと同じ金額の10万円としたところでございます。

それと本来であれば、この事業は10万円を支給するだけではなくて、有効な採用に結び付けるためには、例えば対面式の就職説明会を組み

合わせるとか、もう一ひねりできるような事業を組めればと思ったんですけども、コロナの感染がどうなるか分からず、そういった事業も組みにくいということで、一律10万円という形の事業を組ませていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

**○前屋敷委員** 離職を余儀なくされた方については、仕事が見つかるということは暮らしを支えていく上で本当に大事なことで、それが生活の安定につながらないと、なかなか先がまた難しくなるので、その辺のところをもう少し柔軟といいますか、工夫された制度であることが望ましいと思ったものですから提案をしたところです。ぜひ頑張ってくださいと思います。

**○坂本副委員長** 3つお聞きしたかったので手短かに申し上げます。

1つは、資料の6ページ、商工会等指導環境整備事業に関して、先日、一般質問等で申し上げましたけれども、私ども公明党のほうも政策要望懇談会をもちまして、商工会連合会からこのコロナ対策やその他影響等についての様々な御要望をいただいています。その中で一番大きかったのが、商工会の人的体制の充実強化に対する支援をぜひ県のほうからいただきたいということで、商工会の職員数自体がここ10年間で約2割減少している、また今回コロナの支援策に対して窓口として、かなり活躍という言い方は妥当かどうか分かりませんが、窓口として各商工会に働いていただいている中で大変疲弊をされているという率直な声もいただきました。その中で一番の要望としては、職員を増やすための人件費に対して、県から補助を受けたいというのが一番の声として上がっていたんです。

今回この環境整備事業についてももちろん要

望の中で上がっていたんですが、商工会に対する支援策に、そういった声、商工会の考え方等がちゃんとやり取りができているのか御回答いただきたいです。

○山下商工政策課長 商工会の人的体制の問題でございます。商工会には事務局長と経営指導員と経営支援専門員という3つの職がありまして、このうち事務局長が設置されている商工会が35商工会中17商工会であります。経営指導員と支援専門員の数につきましては、この10年間で大きな変動はございませんので、商工会連合会であるとか商工会が求めるところというのは、事務局長を設置できないかというようなものでございます。

現状で申し上げますと、設置基準を設けておりまして、この設置基準といいますのが地域の小規模事業者数であったり、会員の加入率、こういったものを基準に設置を定めているところでございますけれども、当然にして会員数が減ってきたり、地域内の小規模事業者数が減ってきておりますから、必然的に事務局長の設置基準に満たない商工会が増えてきて、ここ10年間で8人減っております。

経営指導員が専門的な経営指導を商工会の会員でありますとか小規模事業者に行いますから、事務局長はその組織をまとめたり、あるいは地域の自治体との連絡調整を行ったり、非常に重要な役割を担っていると思っております。

私どもとしましても、事務局長がいることが望ましいと思っておりますけれども、設置をするとなるとやっぱり一番大きな課題が財政的な課題でございます。こちらにつきまして何とかいろいろな方策ができないか内部的に考えているところでございまして、直ちに要望いただいですぐすぐに分かったというふうな形でお答え

できないのが非常に申し訳ないところではあるんですけども、そういった問題意識は持ちつつ、その財政的な課題をどうやってクリアしていくかということは、今内部で考えているところでございます。

○坂本副委員長 ありがとうございます。

もう1点、政策要望のところではレンタカーの協会の方に要望をいただいております。7月までの県の取組等の資料を拝見しますと、1つ目、バス・タクシー・自動車代行・フェリー等への感染防止策の推進、それからコロナの影響を受けた宿泊業、飲食業の支援策、交通機関としては鉄道・バス・フェリーの利用促進を推進していくということが県の取組として上がっているんですが、資料を見る限りでは、この文面でレンタカー業界に対しての支援というのが出てこない。レンタカー業界の方たちからも、また置き去りにされているといった声が出ておりまして、実際に大手さんのこの宮崎での売上を前年同月比で比べますと、4月が43.6%、5月が36.3%、6月が63.1%と観光、それから多分ビジネス利用も入っているかと思いますが、両面で新型コロナの影響を受けているという現状です。

先ほど部長が観光の影響とおっしゃっていたんですけども、少なくともこれまでの県のコロナ対策の中で、レンタカー業界の方たちが浮かび上がってこないのが実情だといった要望でしたが、その把握と、今後の対策を含めた考え方をちょっと教えていただきたいです。

○丸山観光経済交流局長 今お話にありましてとおおり、新型コロナの影響によりましてレンタカー業界の皆様も含めて観光事業者は大変深刻な影響を受けているということはもう常々認識しているところでございます。これまで観光需要の喚起を図るという観点から補正予算をいっ

ばい組みさせていただきまして、感染の発生状況を鑑みながら、先ほど部長が申し上げましたとおり、これまでは県内を中心に割引キャンペーンやプロモーションを進めてきております。

しかしながら、今おっしゃいましたとおりレンタカーの利用というのは、どうしてもマイカーを利用できない遠方からの来県者が中心になってまいりますので、これまで県内向けの誘客対策を中心にやってきていたのですが、どうしてもその部分を十分にフォローできていないところは非常に課題であろうと感じております。

一方で、個別の事業までは打っていないんですけれども、観光需要ということでレンタカーを含めてバックアップしていきたいという思いでいるんですけれども、感染流行地域——この感染流行地域は非常事態宣言の解除の一つの目安とされて、直近10万人当たりの感染者数5人以上という数字なんですけれども、この数字が一時、本県も含めて20都道府県を超える第2波が来ていたわけなんですけれども、現在、東京、大阪、神奈川の3都府県と少なくなり、全国的にも感染者の発生状況はやや落ち着いてきている状況にあります。このため、先ほど部長が申し上げましたけれども、受入側の感染症対策、また旅行者に向けた旅のエチケット、そういった感染症対策、安全対策をしっかり行った上で、今度は県内ということではなくて、しっかり経済対策を強化してほしいという様々なお声もお聞きしておりますので、この秋には、誘客対策を全国的に展開していく準備をしようとしております。こういう取組によって、レンタカーを含め観光需要の喚起につなげてまいりたいと考えております。

そして、今日の新聞にも載ってございましたけ

れども、レンタカー業界の皆様にとってプロ野球のキャンプというのは非常に大きな需要がございます。今日の記事では見出しとして「秋は厳しい」というところがございますけど、今年はプロ野球のシーズンが11月末までということになり、選手の皆さんはそのまま自主トレの期間になりますので、秋のキャンプ自体はもう事実上できないことになっておりますが、例年行っておりますファーム選手権、それから2軍の全球団が参加するフェニックスリーグはこの秋に実施していただける方向になっておりますし、今後春のキャンプに向けて、本会議でも答弁させていただきましたけれども、球団や関係団体と連携して、その実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂本副委員長** 最後にもう一つ質問させてください。先日の二見議員の代表質問で、県内の小中学校の修学旅行を県外から県内に振り替えることに対して、教育長の答弁の中で商工労働部と連携しながらという答弁があったものですからお聞かせいただきたいんですけれども、ニュース等でちょっと拝見したのは、宮崎県庁もコースに入れているところがあるような話が出ましたけれども、実際に今、何校ぐらいが宮崎県庁をコースとして入れる予定としているのか。また、その際の受入体制というか、どういう形で受け入れるのかを教えてくださいたいです。

**○高橋観光推進課長** 宮崎県庁につきましては、今から約90年前にできた、全国の県庁で申しますと4番目に古い非常に貴重な建造物で、最近では登録有形文化財に登録されておまして、文化、観光資源として非常に重要であると考えています。

今年度の修学旅行の行程にこの県庁見学を組み入れている学校は、小学校を中心といたしま



して20校ほどが、既に修学旅行の行程の中に組み入れていると担当部署から聞いております。

副委員長からの御指摘のとおり、こうした県庁見学につきましては、自分の住む地域を改めて知ってもらい、その魅力を再認識してもらう良い機会だと考えてございまして、例えばみやぎ犬による出迎えなど、職員の振る舞い一つ一つを含めましてしっかりと最大限のおもてなしをもって対応することが重要であると考えています。

既に修学旅行で県庁見学に来た児童・生徒ですとか、職員の方々の意見を聞いていますと、職員の説明が非常に丁寧であった、宮崎県の地域の魅力を再認識できた、そういった声を頂いているところでございます。職員の一つ一つの振る舞いを含めまして、最大限のおもてなしができますよう、引き続きしっかりと関係部署一丸となって対応してまいりたいと考えております。

**○坂本副委員長** これは本当に要望なんですけれども、子供さんにとっては県外に行く修学旅行というのは物すごく大きい出来事だと思うんです。それを県内に変更し、そして県庁に来るということで、これはあくまで想像なんですけれども、せっかく防災庁舎という新しい建物ができて、きれいな広場が整備されたので、バスの受入れも地味に端っこに入るとかではなくて、そちらでしっかり受け入れていただき、できることなら「歓迎〇〇小学校」という垂れ幕でも作っていただいて、さっき課長がおっしゃったようにマスコットで出迎えをして本当に宮崎県庁はいいところだなと思っていただけるよう、知事にも全部は無理としても、できましたら会っていただくとか、また見送り等もぜひ。私たちも県内視察に向かう際、職員の方から見送って

いただいて、少なくとも悪い気はしないものですから。本当にそういった出迎え、見送りを気持ちを含めてやっていただくと、それがまたニュースで取り上げられて、全国ニュースになれば宮崎へのいろんな誘客とか移住のきっかけにもなるのではないかなと思うので、前向きな明るい気持ちで取り組んでいただければと思います。

**○兒玉雇用労働政策課長** すみません、先ほどの前屋敷委員の御質問の中で事業のPRの関係について御質問があって、それについてお答えをしておりませんでした。大変失礼いたしました。

事業につきましては経済団体にしっかりと周知を図るとともに、国とも連携をしながら各企業にも事業周知を図ってまいります。

また、今回の事業の中に新聞広告2回分の予算も組み入れておりますので、企業にしっかりと周知を図ってまいりまして、事業が活用されるようにしてまいりたいと思っております。

**○平山オールみやぎ営業課長** 先ほど坂本副委員長からの御提案ですけれども、県庁見学で、観光推進課長から職員による案内等の説明がありましたけれども、オールみやぎ営業課ではキャラクターを所管しておりまして、みやぎ犬によるおもてなしなどにつきましても児童、生徒の思い出に残りますし、また「日本のひなた宮崎県」ということで宮崎を売り出す中でそういうおもてなしというのも、人情ですとか温かさを伝えることにもなると思いますので、学校側とも調整をしながら、そういったおもてなしができないか実施について検討してまいりたいと考えております。

**○武田委員長** 次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○串間企業振興課長** 企業振興課でございます。

県が出資している法人等の経営状況についてでございます。

まず、宮崎県機械技術振興協会について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

宮崎県機械技術振興協会の概要であります。

1の役割等でございますが、当協会は機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、その振興に寄与することを目的に昭和54年に設立されております。基本財産は300万円、うち県の出資額が150万円、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。

協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行っておりまして、県北地域を中心とする機械金属関連の企業を対象に、主に(1)から(4)の業務を行っているところでございます。

次に、3の組織等であります。

令和2年4月1日現在におきまして、組織図でお示ししている体制となっております。一番下の表にありますように役員は14名で、うち常勤役員は県OBの常務理事1名であります。常勤職員は3名で、事務局長が1名で県OBであります。

続きまして、令和元年度の事業実績について御説明します。

別冊の令和2年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についてという冊子の59ページでございます。

この資料の2の事業実績を御覧いただきたいと思います。

(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託事業等であります。

①の技術支援といたしまして、企業に対する

技術指導や機械設備取扱研修などを実施するとともに、②の設備利用として、三次元測定機等の利用があったところでございます。

また、③の依頼試験といたしまして、金属材料試験やコンクリート強度試験などを実施したほか、④から⑦に掲げるような取組を通じまして企業の支援を行っているところでございます。

続きまして、経営状況について御説明いたします。

同じ資料181ページをお願いいたします。

令和2年度宮崎県出資法人等経営評価報告書でございますが、中ほどの欄、県関与の財産支出等でございます。令和元年度の県委託料は5,881万円8,000円となっております。

次に、その下の主な県財政支出の内容でございますけれども、機械技術センターの指定管理に係る委託事業でございます。

次に、一番下の欄、活動指標を御覧ください。

①の技術相談件数と③の企業巡回訪問件数につきましては、目標値を上回る実績値となっておりますけれども、②の設備利用件数につきましては、企業の中で当センターの設備利用が必要な業務といったものが減少した状況もあり、目標値に対しまして実績値が下回っているところでございます。

次の182ページをお願いいたします。

一番上の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和元年度の欄を御覧ください。

上から3段目の当期経常増減額でございますけれども、マイナス441万円1,000円となっております。その4行下の当期一般正味財産増減額も同額となっております。この理由といたしましては退職給付費用の支出等によるものでございます。これによりまして一番下の欄の正味財産期末残高につきましては1,487万8,000円と

なっております。

次に、財務状況の右側の貸借対照表の令和元年度の欄を御覧ください。

一番上の資産は2,320万5,000円、その3つ下の負債は832万7,000円でございます、この結果、その3つ下の正味財産は1,487万8,000円となっております。

次に、中ほどの財務指標の令和元年度の欄を御覧ください。

①の補助金等比率につきましては、実績値が目標値を下回っております、協会といたしましては、引き続き、外部資金等の獲得などによりまして自己活動資金の確保に努めることとしております。

また、②の人件費比率につきましては、実績値が目標値を上回っているところでございます。

次に、一番下の総合評価についてであります。

まず、左側の自己評価のところでございますけれども、協会といたしましては活動内容を「A」、財務内容と組織運営を「B」と評価しているところでございます。

次に、右側の県の評価でございますが、活動内容につきましては、設備利用について目標に達しなかった面はありますけれども、企業巡回訪問等を通じた事業PR、また企業ニーズの把握、サービス向上に努めていることから、「A」と評価したところでございます。

また、財務面につきましては、健全な財務運営に努められておりますけれども、県委託料の依存度が高く、自己収入比率が低いことから「B」。

なお、組織面につきましても現状の運営体制には問題はないものの、将来の安定した運営に向けてのノウハウの承継等が課題ということで「B」と評価しております。

同じ資料の64ページにお戻りいただけますでしょうか。

令和2年度の事業計画でございます。

事業計画につきましては、昨年度と同様の取組を進めていくこととしております。

また、65ページ以降の収支予算につきましては、6,074万円の経常収益に対し、設備リース料の増額、あるいは消耗品費等の減額など諸経費の見直しを行うことによりまして65ページの中ほどにございますけれども、経常費用につきましては6,268万円としているところでございます。

機械技術振興協会につきましては、以上でございます。

続きまして、公益財団法人宮崎県産業振興機構について御説明をいたします。

常任委員会資料の14ページでございます。

1の役割等でございますけれども、当機構は県内中小企業における経営基盤強化、経営の革新などに資する事業を行うことによりまして、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として(2)にありますように昭和59年に設立されております。

(3)の収支状況でございますが、出資総額は1億2,509万2,000円、そのうち県出資額は1,509万2,000円となっており、出資割合は12.1%となっております。

次に、2の事業内容でありまけれども、(1)の経営課題等に対する相談、助言に関する事業をはじめ、(6)までの6つの柱により事業を展開しているところでございます。

次に、3の組織等でございますが、組織図にありますように、当機構は理事長をはじめとする役員、点線で囲んでおりますけれども、その右の事務局長、指導調整統括官、そして5課1

室体制で運営を行っているところでございます。

令和2年4月1日時点の役員及び職員数につきましては、一番下の表ですけれども理事、監事を合わせた役員が7名、常勤職員が18名となっております。役員7名のうち、理事長と常務理事の3名が県OB、その下の理事2名は非常勤でございます、そのうちの1名が商工観光労働部の次長でございます。また、監事の2名のうち県OBが1名となっております。常勤職員は18名でございます、そのうち県からの派遣が11名、県OBが3名となっております。

続きまして、令和元年度の事業実績について御説明いたします。

先ほどの令和2年9月定例県議会提出報告書に移っていただいて、67ページをお願いします。

2の事業実績でございます。主なものを御説明させていただきます。

まず、表の(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、①、②、④の事業は県内中小企業からの相談対応、あるいは専門家を派遣して助言指導等を行ったものでございます。

一番下にあります(2)の新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業につきましては、68ページになりますが、この中で④及び⑤の事業によりまして、産学官による共同研究開発、環境リサイクル関連の技術開発に対する支援を行ったところでございます。

70ページをお願いします。

一番上の(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業のうち、その右の71ページの⑦の事業でございますけれども、産学官の機関で構成されております企業成長促進プラットフォームの事務局を運営し、構成機関と連携

して成長期待企業等の支援を行ったところでございます。

続きまして、経営状況等につきましては、同じ資料の211ページをお願いいたします。

出資法人等経営評価報告書についてでございますが、中ほどにございますが、県関与の状況の財政支出等から御説明いたします。

令和元年度の県委託料は8,760万円、県補助金は2億3,590万8,000円となっております。

次に、その下にあります、その他の県からの支援等といたしまして、工業技術センター内にある事務所スペースは県から無償貸付を受けているところでございます。

次に、その下の主な県財政支出の内容でございます。

①は小規模企業者等の設備導入のための貸付資金の原資貸付であります。②は当機構の運営管理に対する補助、③は産学官で構成されるプラットフォームを設置・運営し、成長期待企業等の支援を実施するための補助事業、さらに④、⑤に掲げる事業などについて支出を行ったところでございます。

続きまして、下の表の活動指標でございますが、①の相談件数の実績値は目標値を下回っておりますが、②の取引あっせん、紹介件数及び③の産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援については目標値を上回る実績となっております。

212ページをお開きください。

次に、財務状況についてであります。

まず、左側の正味財産増減計算書の令和元年度の欄を御覧ください。

上から3段目の当期経常増減額はマイナス2,937万7,000円、その3つ下の欄の当期経常外増減額はマイナス231万4,000円となっております、

これらを合計しました当期一般正味財産増減額はマイナス3,169万1,000円となっております。

これは平成30年度まで実施してきました、みやぎ農商工連携応援ファンド事業の清算に伴いまして、ファンドの運用益の残額を県に返還したことなどによるものでございます。

次に、右側の貸借対照表の令和元年度の欄を御覧ください。

資産は11億28万6,000円、その3行下の負債は5億7,594万2,000円となっております。この結果、そのさらに3行下の正味財産につきましては5億2,434万5,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収益額につきましては、目標値1,430万円に対し、実績値は2,225万円、達成度は155.6%でありました。これは機構が目標達成のため、賛助会員の募集に努めまして、賛助会員費収入が増加したことなどによるものでございます。

②の流動比率につきましては、目標値を上回ったところでございます。

次に、直近の県監査の状況でありますけれども、昨年度は県による監査がありましたが、指摘事項はございませんでした。

次に、総合評価について御説明いたします。

機構の自己評価では活動内容と組織運営を「A」、財務内容を「B」としております。

県の評価といたしましては、活動面は、中小企業の相談対応や取引振興など積極的に事業展開していることから「A」、財務面では、県への財政依存度は高いものの、財政指標が全て目標を上回っておりまして、公益財団法人の財政運営は順調であることから「B」、組織面では、県派遣職員に比べプロパー職員が少なく課題はあるものの、理事会の運営、業務執行体制の整備など適切な運営がなされていることなどから

「B」としております。

続きまして、令和2年度事業計画書について御説明いたします。

ページを戻りまして79ページをお願いします。

2の事業計画につきましては、昨年度とおおむね同様の事業を予定しているところでございますけれども、食品表示法の施行に伴う新表示移行など食品製造事業者を取り巻く環境は転換期を迎えていることから、81ページにあります⑥の食品表示アドバイザー派遣事業を実施するとともに、⑤のトータルコーディネーター配置事業の実施によりまして食料品製造業の振興にも努めていくこととしております。

次に、83ページをお願いします。

3の収支予算書についてであります。

Iの一般正味財産増減の部の予算額の欄ですが、中ほどの線で囲んでおります経常収益計は5億3,189万5,000円、経常費用計は84ページの下から2段目になりますが、5億4,736万9,000円となっております。

企業振興課は、以上であります。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。

常任委員会資料の15ページをお開きいただけますでしょうか。

観光推進課からは公益財団法人宮崎県観光協会の概要について御説明いたします。

まず、一番上の役割等でございますけれども、県観光協会につきましては、国内外の観光客、MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致等を行いまして本県の観光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としてございます。

設立は平成16年4月1日でございます。3団体が統合されて設立されてございます。その後、平成24年に公益財団法人に移行、また平成31年には名称を現在の宮崎県観光協会へ変更して

ございます。

(3)の出資状況でございますけれども、基本財産は2億8,000万円で、うち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%でございます。

2の事業内容といたしましては(1)の観光推進事業、(2)のMICE推進事業、また(3)のスポーツランドみやぎき推進事業について展開をしております。

次に、3の組織等でございますけれども、組織図の体制で3局がそれぞれの事業を行っている状況でございます。体制といたしましては、一番下の表でございますけれども、令和2年4月1日現在で役員は26名、うち常勤役員は2名でございます。また、常勤職員につきましては26名でございます、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細について御説明いたします。

別冊の令和2年9月定例県議会提出報告書の183ページをお開きください。

一番上の概要とその下の県関与の状況のうち、人的支援の状況につきましては今しがた御説明したとおりでございます。

県関与の状況のうち財政支出等でございますけれども、県補助金につきましては、令和元年度で2億9,244万4,000円でございます。

その内訳でございますが、その下の主な県財政支出の内容の①から④で記載してあるとおり、①の観光客誘致促進事業につきましては、国内外からの観光客誘致のための対策等に係る経費、②のスポーツランド推進事業につきましては、スポーツイベント等の開催支援や受入体制整備に係る経費、③のMICE誘致促進事業につきましてはMICEの開催に対する支援等の補助、④の「スポーツランドみやぎき」を生かしたま

ちづくり推進事業につきましては、航空会社等とタイアップしたスポーツ観光プロモーション等に係る経費でございます。

次に、一番下の活動指標について御説明いたします。

それぞれ目標値が記載してございますけれども、いずれにつきましても昨年策定いたしました宮崎県観光振興計画の目標値を記載しているところでございます。

まず、①の観光入込客数につきましては、目標値1,562万人に対しまして、実績値につきましては令和元年度で1,588万1,000人でありまして、達成度につきましては101.7%という状況でございます。

②のコンベンション参加者数につきましては、令和元年度の目標値22万5,600人に対しまして、実績値は14万8,827人、達成度は66%、また、③のスポーツキャンプ参加者数は、令和元年度の目標値19万6,000人に対しまして、実績値が16万3,839人、達成度は83.6%という状況となっております。

次に、184ページをお開きください。

財務状況についてでございます。

まず、左側上のほうの正味財産増減計算書の令和元年度の欄を御覧ください。

経常収益につきましては3億5,945万余、また経常費用につきましては3億5,739万円余、そして経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は206万円余となっております。

その下の当期経常外増減額はゼロ円のため、当期一般正味財産増減額につきましては206万円余となりまして、その結果、一般正味財産期末残高につきましては4,004万円余となっております。

また、指定正味財産期末残高2億8,244万円余

と合わせますと、正味財産期末残高の合計につきましては3億2,249万円となっております。

右側の貸借対照表についてでございますが、まず資産につきましては流動資産、固定資産、合わせまして4億504万円余、負債につきましては流動負債、固定負債合わせまして8,255万円余となりまして、資産から負債を差し引いた正味財産につきましては3億2,249万円となっております。

その下の財務指標についてでございます。

まず、①の自己収入比率につきましては、当期支出合計に対する自己収入等の割合でございますけれども、目標値20%に対しまして実績値13.3%で、達成度66.5%、②の自主事業比率は当期支出合計に対する自主事業費の割合でございますけれども、目標値60%に対しまして、実績値95.2%で、達成度は158.7%、③の管理費比率につきましては、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合でございますけれども、目標値25%に対しまして、実績値4.8%で、達成率は180.8%となっております。

その下の直近の県監査の状況についてでございますけれども、令和元年11月に行われました県監査における指摘事項等につきましては特にございませんでした。

最後に総合評価について御説明いたします。

まず、左側の協会の自己評価についてでございますけれども、活動内容、財務内容、組織運営につきましてはそれぞれ「B」としているところでございます。

これに対する県の評価といたしましては、その右側のほうでございますけれども、市町村観光協会の会長等との意見交換を行い、事業連携や情報交換を進めるなど、効果的な事業実施、組織運営がおおむねできていると考えられるこ

と、また新型コロナウイルスの影響があったものの観光入込客数につきましては前年度を上回ってございまして、スポーツキャンプ参加者数につきましてもおおむね目標に近い実績となっていること、また財務指標につきましては、一部目標を満たす部分がございますけれども、当期一般正味財産増減額は黒字となっております。自主事業比率や管理費比率につきましては目標を上回っていることなどを勘案いたしまして、活動内容、財務内容、組織運営につきましては、それぞれ「B」としているところでございます。

当課からの説明は以上でございます。

○平山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

まず、1の役割等でございますが、当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることによりまして、宮崎県の国際化等を図ることを目的としております。

(3)の出資状況につきましては、基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

2の事業内容につきましては、後ほど御説明いたします。

3の組織等でございますが、組織図にありますような体制となっております。下の表のとおり、令和2年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員は8名で、常勤役員は県OBの常務理事1名となっております。また、常勤職員は11名で、うち県派遣職員が1名となっております。

続きまして、令和元年度の事業実績について御説明いたします。

資料を変えていただきまして、別冊の9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についての87ページをお開きください。

2の事業実績につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、(1)の交流推進事業では、国際交流サロンや国際交流ボランティア養成に係る講座などを開催し、(2)の情報提供事業では、協会誌South Wind(サウス・ウィンド)の発行や、英語など4か国語による国際プラザニュースの発行を行ったところであります。

次に、88ページをお開きください。

(3)の外国人住民支援事業では、外国人住民等からの生活・就労等に関する相談対応や情報提供を多言語で一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターの運営や、外国人住民のための日本語講座などを実施し、(4)の国際化推進事業では、県民の方を対象とした国際理解講座や、多文化共生アドバイザーを派遣して行う講座などを実施したところであります。

次に、経営状況等につきましては、宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じ資料の185ページをお開きください。

まず、一番上の概要と、その下の県関与の状況の人的支援の状況は、先ほど委員会資料で御説明した内容でございますので、説明は省略させていただきます。

その下の財政支出等についてですが、令和元年度の実績は、県委託料が4,399万円余となっております。

その内訳は、その下の主な県財政支出の内容

の令和元年度決算額にありますとおり、①の多文化共生地域づくり推進事業と、②の外国人住民等相談窓口運営事業、③の地域日本語教育体制整備事業に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄にあります活動指標ですが、①の研修・講座の延べ参加者数、②のホームページのアクセス数、③の宮崎県国際プラザの延べ来館者数のいずれも目標値を下回っております。

各種講座等の内容の充実に努め、平成30年度に目標値を達成したことから、それぞれ目標値の引き上げを行ったところですが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、目標値を下回ったものであります。

次に、186ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、枠内左側の正味財産増減計算書であります。令和元年度の列を御覧ください。

一番上から順に、経常収益は5,082万円余、また経常費用は5,007万円余であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は74万2,000円となっております。

また、当期は設備・備品の除却により経常外費用が発生したことから、当期経常外増減額はマイナス13万円となっており、これを合わせた一般正味財産増減は61万1,000円となっております。

これと一般正味財産期首残高345万円余と合わせた、その下、一般正味財産期末残高は406万円余で、これと下から2番目の指定正味財産期末残高5億4,360万円と合計しました、その下の正味財産期末残高は5億4,766万円余となります。

次に、枠内右側の貸借対照表についてであります。

一番右側の令和元年度の列を御覧ください。



一番上の資産は5億5,446万円余で、3行下の負債は680万円余となっており、さらに3行下、資産から負債を差し引いた正味財産は5億4,766万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率であります。目標値12%に対しまして、実績値は11.9%で、達成率は99.2%となっております。

また、②の管理費比率は、経常費用に占める管理費の割合であります。目標値18.7%に対しまして、実績値は14.5%で、達成率は122.5%となっております。

これは令和元年度から県の委託事業を新たに受託しておりますが、管理費は前年度と同程度を維持したことで目標値を達成したものでありまして、令和2年度以降も管理費の圧縮に努め、同じ水準を維持するものとし、目標値を14.5%に見直しております。

次に、総合評価についてであります。

まず、協会の自己評価は、活動内容を「A」、財務内容を「B」、組織運営を「B」とされているところでありまして。

これに対する県の評価としましては、右側の欄、活動内容は、多様なニーズに対応した事業内容の見直しに積極的に取り組むとともに、外国人材の増加に対応するため、みやざき外国人サポートセンターの運営や日本語教育体制の整備に取り組んでいること、財務内容は、県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も自己収益増に取り組む必要があること、組織運営については、最小限の人数で運営されておりますが、職員の体制強化に取り組む必要があることなどから、活動内容を「A」、財務内容を

「B」、組織運営を「B」としたところであります。

令和2年度の事業計画につきましては、同じ資料の93ページ以降に掲載しておりますが、前年度とほぼ同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上になります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 特にないようでありますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○山下商工政策課長 商工政策課でございます。

常任委員会資料の17ページをお開きください。

宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略の令和元年度における取組状況について、御報告します。

まず、17ページに条例と戦略の概要を記載しております。

宮崎県中小企業振興条例は、中小企業の振興により、本県経済の発展と県民生活の向上を図ることを目的に制定され、平成25年4月に施行されたものです。

資料にありますような基本理念と、右側の18ページに記載しております基本方針を掲げており、主な施策の実施状況について毎年度、公表することとなっております。

みやざき産業振興戦略は、県総合計画「未来みやざき創造プラン」の商工業に関する分野別計画として策定しているもので、計画期間は、令和元年度から令和4年度となっております。

付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目標に、右側18ページにありますような、方針1から方針3の3つの方針に沿って具体的な施策を盛り込んでおります。当戦略につきま

しても、各施策の実施状況等について公表することとなっております。

今回は、中小企業振興条例で掲げる基本方針の商工業分野における具体的な施策が、みやざき産業振興戦略にも盛り込まれていることと、県内の事業者のほとんどが中小企業者でありますことから、両者を併せて産業振興戦略の柱に沿って御説明させていただきます。

なお、条例・戦略それぞれの取組状況の詳細につきましては、お手元の別冊資料に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

常任委員会資料を1枚おめくりいただきまして、19ページを御覧ください。

ここからは、3つの方針ごとに令和元年度の主な実績をまとめておりますので、御説明いたします。

まず、方針1の将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興についてですが、今後、人口減少が確実に進んでいく中で持続可能な経済社会を築いていくことがますます重要になる中、地域を支える企業や産業を育成するという方針のもとに行った取組であります。

主な実績としまして、まず、1、中核企業の育成についてですが、地域経済を牽引することが期待される成長期待企業22社に対し、企業成長促進プラットフォームによる集中的な支援を行うとともに、成長期待企業に続く企業として、未来成長企業の選定を行ったところであります。

2、中小・小規模企業の振興としましては、商工会等を通じた専門家の派遣や、若手経営者養成塾の開催、よろず支援拠点等での相談対応に取り組んだところであります。

また、3、成長産業の振興にありますように、

フードビジネス、医療機器といった本県の強みを生かした成長産業の育成、4、戦略的な企業立地と定着促進にありますように、県外事務所や市町村と連携しながら、県外企業へのアプローチや、既に県内に立地している企業へのフォローアップを実施したところであります。

5、商業、サービス業の振興では、商店街のにぎわい創出につながる市町村の取組への支援や、商店街のリーダーやインターネットを活用して販路拡大に取り組む事業者への研修など、次の20ページになりますが、6、観光の振興については、宿泊客等の動向調査や、スポーツツーリズムに焦点を当てたプロモーション等に取り組んだところであります。

次に、方針2、みやざきで暮らし、みやざきで働く人財の育成・確保であります。生産年齢人口が減少する中、県内企業の働き方改革の促進や若者の県内定着、多様な人材の活躍促進を図る方針のもとに取り組んだものであります。

具体的には、1にありますように、事業所における働きやすい職場づくりを促す取組や、2、若者の県内就職促進と離職防止にありますように、高校生を中心に県内企業で働く魅力の発信や、インターンシップに関する学生と企業のマッチング等を行ったところであります。

3、UIJターンの促進では、これまでの宮崎、東京に加え、大阪、福岡に宮崎ひなた暮らしUIJセンターを設置したほか、UIJターン向けの就職情報の提供体制を強化したところであります。

ページをおめくりいただきまして、4、5にありますとおり、女性や高齢者、外国人といった多様な人材に就業し活躍していただくために、職業訓練の実施やマッチングの支援、外国人材を受け入れるための情報提供や相談対応等を

行ったところであります。

次に、方針3、企業の成長等を促す各種支援でございますが、海外展開や新技術の開発など新しいビジネスや、成長に向けた取組に一步踏み出す企業を後押しするという方針のもとに取り組んだものであります。

1、海外展開の促進では、輸出に取り組む企業に対し、海外専門家による支援や商談会・品評会への出店等を行ったところであります。

2、新技術の開発や活用等の支援では、工業技術センター、食品開発センターによる技術移転や、産学官の共同研究グループによる調査や研究開発に対する支援、次のページになりますが、3の事業承継支援では、宮崎県事業承継ネットワークを通じた事業承継診断や簡易版の事業承継計画策定支援など、4、起業・創業支援では、創業予定者向けセミナーの開催や商工団体等を通じた助言等を行ったところであります。

その下の段に、成果指標の進捗状況の一覧を記載しております。

ここで1点、資料の修正をお願いいたします。

成果指標の進捗状況の下から3番目、県内大学・短大等、新規学卒者の県内就職割合について、計画1年目の実績のところ「44.3%」と記載しておりますが、「43.3%」の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

今後とも市町村、事業者、各関係機関と連携を取りながら、戦略の目標として掲げる付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○平山オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課から御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

みやざきグローバルプランについて、令和元

年度に行った取組について御報告いたします。

まず、みやざきグローバルプランの概要でございますが、1、策定趣旨にありますとおり、世界の国・地域との経済をはじめとする多様な分野における交流や、地域社会における外国人との共生など、グローバルな視点から取り組むべき施策を本県の重要施策の一つと位置づけまして、関係機関・団体等と連携・協働し、総合的かつ計画的に推進するために令和元年6月に策定したものであります。

2の位置づけであります。県総合計画「未来みやざき創造プラン」のグローバル関連施策に関する部門別計画として、令和元年度から令和4年度の計画期間で策定したものであります。

3、推進体制ですが、庁内に設置しました、みやざきグローバルプラン推進本部を中心に関係部局が連携しまして、海外事務所等の海外拠点機能等を活用しながら、下の体系図にありますとおり、グローバル経済交流の強化、グローバル人材の育成・確保、多文化共生社会づくりの推進、国際交流・国際協力の促進の4つの施策を推進しております。

次のページ、資料の24ページを御覧ください。

次に、1、令和元年度の主な取組について、各施策ごとに主な内容を御説明いたします。

まず、施策I、グローバル経済交流の強化ですが、①海外への展開促進としまして、1つ目のポツになりますが、8月にブラジル、米国におきまして、宮崎牛、キャビア、焼酎のトップセールスを実施いたしました。

また、②海外からの誘致推進としまして、2つ目、3つ目の黒ポツになりますけれども、9月にラグビーイングランド代表合宿を受け入れるとともに、ISAワールドサーフィンゲームスを開催したところであります。

次に、施策Ⅱ、グローバル人材の育成・確保ですが、①グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成としまして、1つ目の黒ポツになりますが、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録国に係る県民向け国際理解講座を実施いたしますとともに、②産業分野での人材の育成・確保としまして、2つ目の黒ポツになりますけれども、医療、介護、農業、漁業、建設業の各分野におきまして、外国人材の受入体制整備に努めたところであります。

次に、施策Ⅲ、多文化共生社会づくりの推進ですが、①外国人住民への支援として、2つ目の黒ポツになりますけれども、10月に、みやざき外国人サポートセンターを設置いたしますとともに、②外国人と共生する地域社会づくりとしまして、11月に街市と連携しました国際交流イベントを開催いたしました。

資料25ページをお開きください。

次に、施策Ⅳ、国際交流・国際協力の促進ですが、①国際交流の促進としまして、1つ目の黒ポツになりますけれども、8月にブラジル宮崎県人会70周年記念式典に参加いたしますとともに、②国際協力の促進としまして、1つ目の黒ポツになりますが、海外技術研修員及び県費留学生の受入れを行ったところであります。

最後に、2、成果指標の進捗状況ですが、輸出額をはじめとしまして、プランで設定しました9つの成果指標について、令和元年度の実績では、令和4年度の目標値に向けて、おおむね順調な成果が出ているものと考えております。

説明は以上であります。

○武田委員長 暫時休憩します。

午前11時51分休憩

---

午前11時52分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の途中ではありますが、続きは午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武田委員長 それでは、午後1時からの再開といたします。暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。

常任委員会資料27ページをお開きください。

令和元年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要につきまして御説明いたします。

まず、調査時期でございますけれども、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間でございます。

次に、2の調査結果の概要についてでございます。

まず、(1)の観光入込客数につきましては、表1と併せて御覧いただきたいと考えておりますけれども、令和元年は下段の一番下の合計という欄にあるとおり、1,588万1,000人回でございまして、前年に比べて1.9%増加してございます。

このうち、県外客が719万9,000人回で、前年に比べ0.3%の減少、また県内客は868万2,000人回でございまして、3.8%増加という状況になっております。

上段の宿泊客を見ますと、県外からの宿泊客数につきましては、前年に比べまして11.2%の増加、また宿泊客全体につきましても3.1%の増加となっている状況でございます。

また、中段の日帰り客につきましても、全体

で1.5%の増加となっております。

これらの増加の主な要因といたしましては、ゴールデンウィークが10連休となっていたことですか、福岡ソフトバンクホークス、埼玉西武ライオンズの歓迎パレードの実施、また球春みやざきベースボールゲームズの試合数の増加、またISAワールドサーフィンゲームスですか、ラグビーワールドカップの日本代表、イングランド代表の事前キャンプ等の実施が影響したものと考えてございます。

28ページでございますけれども、次に、(2)の観光消費額についてでございます。

令和元年の本県への観光消費額につきましては、その下の表2のほうでございますけれども、一番下段にございますとおり、合計で1,831億9,400万円でございます、前年に比べ7.1%増加しております。

そのうち、県外客につきましては1,311億3,300万円でございます、前年に比べて8.2%の増加、また県内客につきましては520億6,100万円でございます、4.5%の増加となっております。

一番上の上段の宿泊客につきましては、県外客が967億5,500万円、前年に比べ14.4%の増加と大きく伸びてございまして、これが全体の観光消費額の増加につながったものと考えてございます。

次に、県営国民宿舎の現状等について御説明いたします。

常任委員会資料の29ページでございます。

まず、1の現状でございますけれども、宮交ショップアンドレストラン株式会社が指定管理者となっており、県営国民宿舎えびの高原荘と高千穂荘につきましては、5月1日から休業している状況でございます。

従業員につきましては、雇用調整助成金等の

支援策を活用しながら雇用を維持するとともに、施設の維持管理、機械設備のメンテナンス等を行っています。

中ほどの表に、今期の収支だけではなくて、これまでの収支を含めて示しているところでございますけれども、県への納付金を含まない収支でございます、一部黒字となった年もございますが、一方で、平成28年の熊本地震ですか、平成30年の硫黄山の影響、また県道1号線の通行止め等の影響によりまして、今期の指定管理者の運営は大変厳しい状況が続いている状況でございます。

次に、2の現指定管理者等の状況について御説明いたします。

30ページをお開きください。

一番上の1、営業損益の状況、こちらは現指定管理者でございます宮交ショップアンドレストラン株式会社の営業損益の状況でございます。

平成28年度以降、同社全体の赤字が続いている中、今年度4月から7月につきましては、指定管理者部門に加えまして、これまで黒字でございました売店・レストラン部門が赤字となっている状況でございます。

次に、その下に②として、宮交グループ全体の状況をまとめてございます。

現指定管理者は、親会社である宮交ホールディングス株式会社から運転資金の借入れですとか債務保証等を受けてきたところでございますが、御覧のとおり、グループ全体の財務状況が悪化している状況でございます、今後も厳しい状況が続くと考えています。

こうした状況を踏まえまして、今年度の県営国民宿舎の運営方針につきましては、3のほうに記載をしております。

新型コロナウイルス感染拡大ですとか、また

現指定管理者の状況を踏まえますと、県営国民宿舎の当面の営業再開は困難であるというふうな状況でございます。

一方で、清掃や機械設備のメンテナンスといった施設の維持管理は今後とも不可欠であるとともに、また従業員の再雇用を含めまして、次期指定管理者への円滑な引継ぎを考慮いたしますと、現時点での速やかな指定取消しには非常に課題が大きいと考えております。このため、当面は現指定管理者による管理を継続させることとしたものでございます。

この間に、先ほど常任委員会資料のほうで御説明をいたしました、新規事業の安全・安心国民宿舎等受入環境整備事業によりまして、感染予防対策として、客室の畳の抗菌化や空調換気設備の改修等の整備を進めてまいりたいと考えております。

説明としては以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○山下委員 県営国民宿舎について、今、説明いただきましたけれども、宮交本体も大変な状況で、宮崎観光ホテルやら空港もあるでしょうし、この営業損益はどことどこが入ったものですか。

○高橋観光推進課長 一応、宮交グループ全体でございまして、例えば宮崎交通自体でございましてとか、また宮交タクシーですとか、また宮崎観光ホテルですとか、そういった全てのグループ全体のところを②の営業損益、経常損益については計上しています。

○山下委員 宮崎県の交通インフラ関係の一番の窓口だろうと思うんですが、これだけ経営が悪化してくると——宮崎県の経済力を引っ張っていく一番の中心になっていただかないといけ

ないんですが——非常に見通しが厳しい状況ですよね。将来的なことが非常に不安でたまらないのですが、ここは宮崎銀行がバックの指定銀行ですか。

○松浦商工観光労働部長 現時点での資金繰りであるとか、そういったものについて基本的には宮崎銀行が相談相手になっています。ただ、いろんなどころでの金融団を組んでの資金繰りをされておられるようですので、そのほかの銀行も関わっておられるというように聞いております。

○山下委員 私も今回、カーフェリーの利息等の問題でいろいろ問うてきましたけれども、結局こういうときに金融団がどれだけ下支えしてくれるかが一番大事なことだろうと思うんです。

県もこれは関わりがあって出資もしているでしょうし、経営の参画というか、ある程度やっぱり協議もしていけないと、非常に悪くなつてから結局、県に何かをしてくれとなる前に努力すべきこと、例えば金利の問題でも我々はどれほどの金利が今動いているのか分かりませんし、県もどこまで口が出せるか分かりませんが、そういうこともしっかりと踏まえた対策もやってほしいなあと思うんです。県としてはどこら辺まで介入ができるんですか。

○松浦商工観光労働部長 現段階で言いますと、宮交グループホールディングスを中心になっているわけでありましてけれども、自主的に今の経営をどう持たせるかとか、借入れがあれば、それを返済していくというようなことがあり、そういったところについても主体的にやっておられますので、現時点で具体的中身まで立ち入っていません。

ただ、県としては交通問題であれば総合交通課が関わっております。そうしますと、その交

通網をどういう形で維持できるかとかいうのは私、去年担当しておりましたので、そういった意見交換をしながら方向性——こういうふうな経営戦略で持っていこうというような話し合いはしておりました。

国民宿舎につきましてはそういうふうなところの話ではないんですが、宮交のほうが必要な意見や、場合によっては支援も出てくるかもしれませんが、そういったところについては意見交換をしながら一緒に考えていく必要があると思っております。

○山下委員 直接の窓口は総合政策部の総合交通課になると思うんですが、ソラシドエアの問題もあるんですよね。非常に経営も悪化しているという話も聞いていますし、部局の垣根を越えた中での、そういう見通しというのも早めに分析しながらやっつけていかないと大変な問題になってくると思うんです。ぜひ今後ともそこら辺の情報をいち早くキャッチしながら、手後れにならないように対策を講じてください。

○西村委員 この国民宿舎は、これまでいろいろな説明を頂いて、非常に厳しい経営状態ということで5月からもう完全に休業している。

先日の中野一則議員の一般質問でも地元への思いを熱く語られましたし、また、ほかの中小企業、観光関係の企業も非常に苦しい中で歯を食いしばって頑張っている中、ここだけが休んでいていいのかという批判も一方ではあります。

特に、県営国民宿舎が長期間休業してしまいますと、なくてもいいじゃないかということにならないかと思うんです。そういう意味では早く再開していただきたいし、また再開できないのであれば速やかに次の指定管理を前倒しできるものならするとか、何かしらの方策を考えていただきたいと思っております。

残り半年、このまま時が過ぎるのを待つわけにもいかないと思いますし、また別でいろんなコロナ対策の改修の予算も今回入っていますので、しっかりとそういったことも複合的に考えながらですが、まずはこの国民宿舎の存在意義というものを県がどう考えているのか、しっかりと地域の拠点として、また観光の拠点としていくということを前面に打ち出さないと、やっぱり多額の税金もつぎ込んでいくわけですから、そういったことを県民が納得できるようにお願いしたいと思います。

○高橋観光推進課長 西村委員がおっしゃるとおり、国民宿舎につきましては、えびの高原荘は当然、観光拠点でございますし、そこにしか今まさに宿舎機能がないと。また、高千穂荘では宿舎機能はさることながら、例えば結婚式とか、そういったコンベンション機能を併せ持つ非常に貴重な施設でございます、県としても重要な施設であると考えてございます。

現在、残念ながらまだ営業再開という形にはなっていないんですけれども、先ほど御説明したとおり、例えば雇用の話とか、あと施設の維持管理を含めて、少なくともそういったところにつきましては、しっかりと務めを果たしていただくということに加えて、えびの高原荘のにつきましては、例えばアイススケート場ですとか、そういったところもございますので、関係者と協議をするとか、そういった形でしっかりと対応していきたいと考えてございます。

○武田委員長 よろしいですか。

○西村委員 はい。

○武田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○日高委員 その他ということで最初の話になって申し訳ないです。6月か7月の委員会的时候にもお伺いしましたし、話も聞いたところですが、商工会の会員の関係です。

その後、このコロナ禍において商工会の会員数について、新たな募集の動きとか、その辺があったのかどうか、まずはお聞かせ願いたいと思います。

○山下商工政策課長 商工会の会員の動向でございますけれども、今回、商工会、商工会議所が県の事業継続給付金を請け負っていただいたのと併せて、国の持続化給付金の手続のサポートの機関として、そういったサポートを行うこととなりました。

これにつきましては、会員、非会員にかかわらず申請できるわけですが、管内の商工業者に働きかけて、それによって助かったと。それによって商工会に入ったという方もいらっしゃるし、商工会の存在を知ったとか、ありがたいというようなお声も伺っておりますので、現時点でどれだけの会員が増えたかとか、そういったデータは頂いていないんですけれども、各商工会を回って聞いたところによると、そういう声があったと聞いております。

○日高委員 今言われたとおりだと思うんですが、今回のコロナ禍で私たちもいろいろな相談を受けて、その中で前回も言いましたのは、商工会への加入状況は、町村の部でも40%ぐらい、宮崎市だと30%ぐらいですか、大体そういう話でしたよね。

今回このコロナ禍において結局いろいろスマホで申請をしたり、そういうことが分からないところがあったけれども、やっぱり小さい市町村はそれぞれにちゃんとお互いの顔が分かりますから、どうしているんですかと呼んでまで指

導しているような、そういうところもできています。ただし、1,000円、2,000円の会費を納めながら、今まで商工会におっても何もいいことはなかったよなということで、やっぱり辞めていかれた方が結構おられたわけです。

しかし、そういう方も今回はこのコロナ禍において、やっぱり商工会に入っていてよかったと言う人も結構おられるわけです。私も、加入について悩むなら、会費も1,000円、2,000円だから、この際にもう一度、商工会に入ったかどうかと。いや、もうけんかして別れたんだからと。こういうときだから、まずはお金をもらうために改めて頭を下げて商工会に入られる人もいっぱいおられるわけですね。

さっき国の持続化給付金の話が出ましたけれども、行って説明を受けても恐らく分からないので一緒に行ってくれとか、そういう要望も受けています。商工会に頼んだら教えてくれますよと伝えても、商工会に頼めないから、おまえたちに頼むんだというような話もやっぱりあるわけです。

でも、こういうことで全体でやはり一枚岩でやっていかなかったら結局、宮崎のニシタチの街自体も成り立っていかないということが今回はっきり分かったわけで、毎年これから1か月ごとにどれだけお店を回って点検をされていくか分かりませんが、せつかくこういう機会ですので、もう少し元に戻って、そういう業者、一般の飲食業の方にも、もう一回ちゃんと入り直すとか、そういう方向をちょっと何か考えてもらわないと、やっぱり今までのままでいったらもったいないなというのをあちこちで聞きます。もし県や商工会が率先して、もう一回入りませんかというような話を持っていけば、多分、今回は入り直そうという人も結構おられる



と思います。

ですから、よい機会ですので、もう一回ちょっとそこら辺を原点に帰って、それぞれの市町村の商工会の皆さんとぜひ協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○山下商工政策課長** 商工会、商工会議所の会員加入の促進というのは、もう従来からずうっと大きな目標としてやってきているところでございます。自主財源の確保という点からも一生懸命取り組んでいるところなんですけれども、今回のコロナの関係で、ある意味、商工会、商工会議所の果たす役割というのが明らかになったといいますか、世の中でも光を浴びるようなところも出てきましたので、こういったところもアピールしながら、会員の確保については商工会の方とも話をしながら頑張っていきたいと思っております。

**○日高委員** よろしく申し上げます。

**○前屋敷委員** 来年卒業の高校生の就職の件なんですけど、雇用の問題が、特にコロナ禍でなかなか先が見えないというような中で、新卒の高校生の就職先が大変厳しいというお話も度々聞いてきているんですが、県内、それから県外も含めて今の状況について分かる範囲でお聞きしたいと思います。

**○兒玉雇用労働政策課長** 現在の状況を申し上げますと、来年3月卒業予定の高校生の求職者数でございますけれども、7月末現在で2,438名となっております。このうち県内を希望している方が1,443名、県外を希望されている方が995名となっております。

求人数でございますけれども、3,161件ということになっております。これは昨年の同月と比べますと、昨年が4,039人ということになっておりまして、率にしての求人数は21.7%減ってい

るという状況でございます。

**○前屋敷委員** 県内は新規採用者への支援金といった制度もあるんですけども、県外も含めて厳しい状況は依然として続いていくんじゃないかなと。

御家族も含めてですけど、高校生がどれだけ不安な、心配な状況に置かれているのかと思うと、何とかここを打開する方策を——まず、コロナが収束すること、それから経済状態をもっとよくしていくことが前提になるんですけど、そのところで大いに県の果たす役割など開拓も含めて支援をしていく、そういう方向を強めていただきたいなと思っておりますので、いろいろな要望を聞きながら対処していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

**○兒玉雇用労働政策課長** 当課といたしましても、教育委員会など関係機関とも連携しながら対応してまいりたいと思っております。

**○武田委員長** それでは、請願の審査に移ります。

新規請願第3号について、執行部から何か説明はありますか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 特に補足等はありません。

**○武田委員長** では、関連して委員から質疑はありませんか。

**○前屋敷委員** この請願の紹介議員にもなっているんですけども、今、高校生の就職の問題に触れましたが、大学生も含めてやはり就職は総じて厳しい状態にあるわけです。

そして県内でも、働く若い青年層の雇い止めだとか解雇だとかいう状況に置かれている中で、やはり若い人たちの経済状態も大変な状況だし、アルバイトをしている皆さん方もそういう状況に置かれているということで暮らしも——学生

の部分は学びも含めてそういう状態にあるので、このコロナ禍の中だからこそ、より一層、国に対して要求といたしますか、やはり若い世代をしっかり支えるという意味でこの請願も上げられていますので、その辺の意を酌み取っていくことが県議会としても県としても大事だと思っております。

質問という形ではありませんが、実態も含めてしっかり受け止めることが必要だと、そういう状況を国にしっかりと伝えていくと。そして、やはり打開策を求めるといことが大事かなあと思っております。

**○武田委員長** ほかに関連してありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

---

午後1時38分再開

**○武田委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

**○明利県土整備部長** 県土整備部でございます。よろしく願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、3点ほど御報告を申し上げます。

申し訳ありませんが、着席をさせていただきます。

1点目は、台風10号についてであります。

被害状況につきましては後ほど担当課長から説明させますが、報道等でも御承知のとおり、この台風10号によりまして、椎葉村の鹿野遊地

区では大規模な土砂崩れが発生いたしました。

県土整備部といたしましては、現在、国と復旧について協議を進めているところでありますが、引き続き、国や椎葉村と連携しながら、一日も早い復旧に全力で取り組んでまいります。

2点目は、高速道路についてであります。

東九州自動車道の日南東郷インターチェンジ及び奈留インターチェンジにつきましては、これまで片方側からしか出入りのできない、いわゆるハーフインターチェンジとして計画されておりましたが、7月29日に国土交通省から、上下線のどちらの方面にも出入りができるフルインターチェンジ化に向けた手続に着手するとの発表がございました。

フルインターチェンジ化が実現すれば、日南市及び串間市における高速道路の利便性が大きく向上いたしますとともに、東九州自動車道で唯一未事業化区間として残されております南郷～奈留間の事業化に向けて大きな弾みがつくものと、大変、期待をしております。

県といたしましては、引き続き沿線自治体等と連携を図りながら、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

3点目は、国道10号住吉道路についてであります。

7月30日に国土交通省から、国道10号住吉道路に関する環境影響評価方法書の事業者案について宮崎県へ提出がございました。

これは、国道10号住吉道路の新規事業化に向けた第一歩であり、県といたしましては、国や宮崎市と連携しながら、所定の手続を迅速に進めるとともに、一日も早い事業化に向け、都市計画決定など、必要な手続についてもしっかりと取り組んでまいります。先ほど申し上げまし

た県内高速道路の早期整備と併せまして、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

今回提案しております、令和2年9月定例県議会提出議案及び令和2年9月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部に関係するものにつきまして、お手元の商工建設常任委員会資料に取りまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案でございますが、一般会計補正予算案のほか、特別議案1件でございます。

次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについてほか3件、最後に、その他報告事項といたしまして、台風10号の被害状況ほか1件について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

**○齋藤管理課長** 管理課であります。県土整備部9月補正予算の概要について、御説明いたします。

委員会資料1ページをお開きください。

県土整備部の9月補正予算一覧であります。

右から3列目の太線で囲んでいるDの列の9月補正額を御覧ください。

後ほど建築住宅課長から御説明いたしますが、木造建築物等地震対策促進事業などの実施に伴う補正で、1,104万6,000円の増額をお願いしております。その結果、9月補正後の予算額は、右のEの列ですが、912億6,540万円で、対前年

度比107.2%となっております。

また、今回補正のない特別会計を合わせました9月補正後の部予算の合計は、Eの列の一番下ですが、926億8,722万6,000円で、対前年度比で106.6%となっております。

次に、2ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表であります。太線で囲んでおります9月議会申請分の欄が今回の申請額でありまして、追加の8事業と変更(増額)の10事業を合わせまして、61億9,184万1,000円をお願いしております。

3ページを御覧ください。

追加は合計8事業の10億3,080万円ですが、主な事業は、下から2番目の、油津港の耐震岸壁工事などの公共港湾建設事業であります。

次に、4ページをお開きください。

変更は、合計10事業の51億6,104万1,000円の増額ですが、主な事業は、上から1番目の国道327号線のバイパス工事などの公共道路新設改良事業、及び3番目の祝子川の河川改修工事などの公共河川事業であります。これらの繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものでございます。

なお、下から3番目の県単都市公園整備事業につきましては、総合運動公園の津波避難施設整備に係る事業で、様々な御意見を頂いておりますので、現在の進捗状況を含め、後ほど、美しい宮崎づくり推進室長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。

**○金子建築住宅課長** 建築住宅課であります。

お手元の歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

県土整備部一般会計の欄、下から3行目の当

課の補正予算額は1,104万6,000円の増額で、補正後の予算額は22億5,286万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

83ページをお開きください。

上の段の(事項)建築物防災対策費であります。

これは、木造建築物等地震対策促進事業におきまして、市町村からの要望件数が当初の計画を上回る見込みとなったことから、573万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、下の段、(事項)住まいづくり対策費であります。

説明欄の住宅供給公社資産管理事業でありますけれども、内容につきましては常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

住宅供給公社資産管理事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。宮崎県住宅供給公社は令和2年3月31日をもって解散し、現在は清算法人として清算終了の準備を進めております。公社の有する残余財産については、地方住宅供給公社法により、唯一の出資者であります県に全て帰属することとなります。県に帰属する資産としまして、宮崎市のまなび野団地の定期借地権付賃貸土地のほか、売却処分に至らなかった資産があることから、今後、貸付料の徴収や資産管理等を適正に実施するための経費として、今回補正予算をお願いするものであります。

ここで、資料の下のほうの参考のところを御覧いただきたいと思います。

参考の欄①の県への業務引継の流れを御覧ください。

公社は解散した後、県に資産や業務を引き継

ぐため、清算法人として資産売却や、債権・債務の整理などの清算事務を進めております。公社は、清算事務終了後、速やかに清算終了をしたいとしておりますので、県はその後、帰属した資産を適切に管理していく必要があることから、今回の補正予算をお願いしたところであります。

次に、参考②の①に伴う歳入についてでございますが、公社の清算に伴い、出資金1,020万円と剰余金約61億6,000万余を合わせまして約61億7,000万円余が県の歳入となります。これにつきましては、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催のための基金に積み立てられることとなっております。また、土地の貸付料として、10月からの半年間で約570万円余の歳入を見込んでおります。

次に、資料の上のほうに戻っていただきまして、2の事業の概要について御説明いたします。

まず、(1)の予算額であります。531万円を計上しております。

(2)の財源につきましては、その他特定財源といたしまして、先ほど御説明いたしました土地貸付料を充てることとしております。

(3)の事業期間であります。継続して業務を行う必要があるため、今回の補正予算の議決を頂いた後、今年度からとしております。

次に、(4)の事業内容であります。表の1行目のまなび野定期借地権付賃貸土地につきましては、土地の貸付けに伴う賃料徴収のほか、借地人の方から購入希望がありました場合の売却に伴う業務がございます。

また、表の下3行につきましては、最終的に処分に至らなかった資産になりますが、これらの敷地内にある電柱の使用料徴収のほか、歩道・通路の舗装、草刈り等の維持・修繕の業務を

行うものであります。

次に、3の事業の効果であります。上記事業を実施することにより、県に帰属する資産の適切な維持管理が図られるものと考えております。

建築住宅課は以上でございます。

**○梅下美しい宮崎づくり推進室長** 美しい宮崎づくり推進室でございます。

委員会資料6ページをお開きください。

ひなた宮崎県総合運動公園の津波避難施設整備事業における現在の進捗状況、並びに一部工事の繰越しにつきまして、御説明させていただきます。

1の整備計画図で赤色に旗揚げしておりますのが、新設する津波避難施設であります。左から、Aエリアでは避難デッキを2基と連絡橋を1橋、Bエリアでは盛土高台を2山とメインスタンドデッキを2基、Cエリアでは避難デッキを2基、それぞれ整備を進めているところであります。

また、計画図の下には、参考として、各施設の整備イメージ図をお示ししております。

右の7ページを御覧ください。

各エリアごとの整備進捗状況の一覧表になります。

工事の進捗状況としましては、現在着手済みの工事は、上から、Aエリアでは3塁側の避難デッキ工事と連絡橋工事、Bエリアでは盛土高台の地盤改良工事、Cエリアではテニスコート側の避難デッキ工事、それぞれ鋭意施工中であります。

次に、表の中の①から④の赤破線の工事は、今後発注を予定しておりますが、工期が令和3年度にわたる繰越しとなりますので、一番右の欄でその理由を御説明いたします。

上から順に、まず①の1塁側避難デッキ工事につきましては、昨年度発注した3塁側の避難デッキ工事に続いて発注を予定しておりましたが、サンマリスタジアムの維持管理の観点、また利用者の安全確保、さらには現場事務所や資機材置場として利用します駐車場のスペース確保の観点などから、有料の公園施設を管理します教育委員会と再度検討しました結果、工期の重複を極力回避することが望ましいと判断し、発注する時期を遅らせたためであります。

次に、②の盛土工事につきましては、昨年度の地質調査及び詳細な設計や解析をした結果、地震発生時の液状化対策として必要となった地盤改良工事に不測の日数を要するためであります。

次に、③のメインスタンドデッキ工事は、その大きさを決定するには盛土高台の避難対象人数が確定した後、調整する必要がありましたが、盛土高台の大きさなどの検討に不測の日数を要したことから、その影響によりデッキ工事の発注時期に遅れが生じたものであります。

最後に、④の運動広場側の避難デッキ工事は、上の①と同様に、工期の重複を極力回避する目的で発注時期を遅らせたためであります。

以上による繰越額は、表の一番下に記載のとおり14億1,000万円を申請しておりますが、その全額には地方財政措置の手厚い緊急防災・減災事業債を活用いたします。今回の繰越しを行いましても、総額60億円には変更はありません。

また、今後とも総事業費の削減に向け、コスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○国府道路建設課長** 道路建設課でございます。

議案第16号「工事請負契約の変更について」であります。

委員会資料の8ページを御覧ください。

議案第16号は、国道327号尾平工区で施工します、(仮称)尾平トンネル(2工区)に関する工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要は、尾平工区全体の事業概要であります。尾平工区は、椎葉村大字松尾における道路改築事業で、延長2,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7.0メートル、全体事業費約41億円であります。

2の工事概要が、(仮称)尾平トンネル(2工区)の工事概要で、延長723メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8.0メートルであります。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額が16億2,183万492円、変更契約の金額が17億972万3,652円、8,789万3,160円の増額であります。

契約の相手方は松本・谷口・松浦特定建設工事共同企業体、工期は平成30年12月4日から令和2年10月31日までで、変更はありません。

4の変更理由であります。トンネル掘削工において、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在したことから、当該区間における掘削中の安定対策の追加が必要となったこと、インフレスライド条項の適用などにより、請負金額の変更を行うものであります。

9ページを御覧ください。

変更の内容について御説明いたします。

上の図はトンネルを横から見たもので、尾平トンネルの全体延長は1,751メートルあり、2工区に分割して施工しております。本工事は図面の左側の工区で、施工延長723メートルのうち赤色で着色した2区間、計249メートルにおいて安定対策を追加するものです。

まず、①の支保パターンの変更です。

220メートルの区間は、当初想定していたより

も脆弱な地質であったため、地質に合わせた施工方法としております。工法検討に当たりましては、専門の学識者の意見を頂き、鋼製支保工や地中に打ち込むロックボルトを増やすなどの対策を追加しております。

次に、②の補助工法の追加です。

29メートルの区間は、地質の状況により、掘削中のトンネルに安定性を確保する必要が生じたことから、長尺鋼管を追加するものであります。

最後に、③インフレスライドによる変更についてです。

10ページを御覧ください。

下図に示したように、本工事につきましては、全国的な労務単価の上昇から、平成31年2月22日及び令和2年2月14日の国交省通知に基づきまして、インフレスライド条項を適用し、請負代金を変更するものであります。

以上の対策に伴い、請負金額の変更を行うものであります。

道路建設課につきましては以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○西村委員 住宅供給公社の資産管理事業について伺いますが、もう清算をされて、今その後片づけというか、その状況になっていると思うんですけど、購入希望があつて定借のままであると、何年か後にまた県にその土地が戻ってきてしまう場合もありますよね。その場合の土地の管理であったりは県が直接行うのでしょうか。

○金子建築住宅課長 定期借地権付土地につきましては、途中で賃貸契約を解消して他人に譲渡することもできますし、県のほうでその譲渡がありましたら管理していくことになります。

途中で借地されている方が購入することもできることになっております。

○西村委員 すみません、ちょっと聞き方が悪かったんですけど。

そうなりますと、その土地を売却したり貸したりして得る資産価値が、売買であったり賃貸であったりするもので変わってくるじゃないですか。そういったものを毎回、毎年、県のほうが管理をされて今後もずっとやっていくのか、もしくは宅建協会みたいな、また何か別の組織に委託するのか、その辺を教えてください。

○金子建築住宅課長 これは定期借地権ということで51年の長期契約を結んでおまして、途中で借地をされている方が購入する場合がありますが、基本的には、51年経過した時点で更地にして、敷地を返却していただくことになっております。

○西村委員 では、これは県の資産となった以上、ほかのいろんな公営住宅とかと一緒にずっと県が管理をしていくような考え方でいいということですか。

○金子建築住宅課長 これは、住宅のほうは賞味期限をもって売買しているものでして、敷地については、長期貸付けということでありますので、これで貸付側が代わるといけません。そういった契約者の方との特別な理由がありますので、県が今後も管理していくということで引継ぎを受けることになっております。

○西村委員 分かりました。ありがとうございます。

○前屋敷委員 関連して、まなび野で売却に至らなかった土地資産はどれくらいあるんですか。

○金子建築住宅課長 売却まで至らなかった資産につきましては、生目台の駐車場とか菜園で貸付けを行った土地、それから大塚台西3丁目

で以前商店が立っていたところの敷地になります。それから、平和が丘の池内小学校等の境にあります狭小地がありまして、そこが賃貸とか売却とか進まなかった場所になります。

○前屋敷委員 失礼しました。私が理解をし損なっております。

まなび野の土地だけが残ったわけじゃないんですね。この下の表の中の、下から3つ書いてある、この分だけが、直接もう県が管理していくということなわけですね。

○金子建築住宅課長 まなび野の定期借地権につきましては、公社からその管理を引き継ぐということでありまして、「売却に至らなかった土地」というのは、それ以外の、先ほども説明しました箇所になる資産になります。

○前屋敷委員 分かりました。

○武田委員長 ほかに。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○有馬道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の11ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が1件、そして物損事故が4件でございます。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

1番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、オイルタンク等を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、3割の過

失相殺を行っております。

2番目の倒木事故につきましては、道路上空から落下してきた木が車両を直撃しまして、右肩関節捻挫等の受傷とともに、フロントガラス等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生していた穴ぼこにより、タイヤを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

4番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、フロントアンダーカバーを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注意の過失がございますので、3割の過失相殺を行っております。

5番目の枝落下事故につきましては、道路上空から目の前に落下した枝に乗り上げ、バンパー等を損傷したものでございます。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額につきましては、5,610円から36万5,644円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上でございますが、引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は、以上であります。

**○境技術企画課長** 技術企画課でございます。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく、県出資法人等の経営状況等について、御報告いたします。

報告書の133ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構でございます。

まず、令和元年度の事業報告について御説明いたします。

当機構は、1の事業概要に記載していますとおり、県及び市町村の委託を受けて、公共工事の積算検収や工事管理、工事積算システムの運用管理などの業務を実施しております。

実績につきましては、2の事業実績に記載のあります「積算等事業」や「施工管理事業」などを実施したところであります。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

次に、報告書の199ページをお開きください。

令和2年度宮崎県出資法人等経営評価報告書でございます。

まず、概要についてです。

上から4行目ですが、総出資額は3,000万円で、そのうち県出資額が2,000万円であり、県出資比率は66.7%となっております。

その下は、設立目的でございますが、当機構は、公共事業の円滑な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立された法人であり、特記事項にもありますとおり、公共工事の適切な施工や品質の確保等について、より一層の対応が求められる中、県及び市町村を支援する機関としての役割が増大しているところです。

次に、その下にあります県関与の状況を御覧ください。

まず、上の段の人的支援についてであります。

表の右側の令和2年度の合計のうち、役員数は10名であり、その内訳は常勤役員3名、非常勤役員7名となっております。常勤役員3名の



内訳は、県職員が1名、県退職者が2名であります。

また、職員数の欄でございますが、昨年度と変わらず合計16名となっており、そのうち県職員は6名であります。

次に、財政支出等についてであります。

委託料のみでありまして、令和元年度は2億9,894万円となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてです。

まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業であります。令和元年度の決算額は2億1,521万円余となっております。

次に、②の施工管理事業につきましては、工事現場において施工体制の点検を行う事業であります。決算額は5,644万円余となっております。

次に、③の電算事業につきましては、積算システムの保守管理をする事業であります。決算額は1,316万円余となっております。

次に、④の新技术・新工法等各種情報提供事業につきましては、建設事業に関する新技术、新工法等、各種情報の提供を行う事業であります。決算額は705万円余となっております。

最後に、⑤の資格取得支援事業につきましては、県内建設産業若年技術者等の資格取得の支援を行う事業であります。決算額は704万円余となっております。

次に、その下の実施事業についてであります。

実施事業の①及び③は県及び市町村からの受託事業、②、⑤、⑥及び⑦は県からの受託事業、④、⑧は市町村等からの受託事業となっております。また、⑨のその他としまして、県及び市町村の公共工事の執行に係る支援として、無料の技術相談業務を実施しております。

次に、その下の活動指標についてであります。

まず、①の積算等事業受託数は、機構の主要事業であります積算事業などの状況を判断するための指標であります。令和元年度は、目標値の120件の契約工区数に対しまして実績値が145件、達成度は120.8%となっております。

次に、②の市町村等からの相談件数は、市町村への支援状況を判断する指標でございますが、目標値の80件の年間相談件数に対しまして実績値が85件、達成度は106.3%となっております。

最後に、③の研修延べ受講者数は、技術水準の向上を図る研修事業の取組状況を判断する指標でございますが、目標値の1,900人の受講者数に対して実績値が1,926人、達成度は101.4%となっております。

次に、200ページをお開きください。

一番上の財務状況についてであります。

表の左側は、正味財産増減計算書でございますが、その令和元年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります経常収益は5億1,528万円余となっており、その1行下にあります経常費用は5億1,080万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、プラス448万円となっております。

中ほどの一般正味財産期末残高は5億293万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高と合わせますと、一番下の正味財産期末残高は5億3,293万円余となっております。

次に、表の右側は貸借対照表となっておりますが、その令和元年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります資産は7億8,668万円余となっており、その3行下にあります負債は2億5,375万円余となっております。

列の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は5億3,293万円余となっております。

次に、中段にあります財務指標についてです。

まず、①の収支バランスは、公益法人認定法が定める収支相償に関する指標であり、経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。令和元年度は、目標値の100%に対しまして実績値、達成度も同じく、100.9%となっております。

次に、②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価するための指標としまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。令和元年度は、目標値の100%に対しまして実績値、達成度も同じく、100.9%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断するための指標でございますが、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価しております。令和元年度は、目標値の50.0%に対しまして実績値が42.0%、達成度は84.0%となっております。

これは、積算等事業において、国土強靱化対策などにより県からの受託数が増加したことや、アセットマネジメント支援事業において、市町村の構造物点検が平成30年度に一巡し、令和元年度は受託数が減少したことによるものでございます。

次に、直近の県監査の状況であります。監査事務局による財政援助団体等の監査の結果、指摘事項はございませんでした。

次に、一番下の総合評価であります。右側の県の評価の欄を御覧ください。

活動内容について、活動指標の目標値を全ての項目で達成することができております。

また、財務内容につきましては、先ほど財務状況の中で御説明したとおり、収支バランスや正味財産増減率に関する目標値を達成しており、健全な財務体質を維持していることから、おお

むね評価できるものと考えております。

その下の欄、評価としましては、活動内容、財務内容、組織運営、全てをAとしております。

続きまして、令和2年度の事業計画について御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書の140ページをお開きください。

1の基本方針の下から3行目以降に記載してありますとおり、今後とも、公益目的事業を的確に実施していくとともに、社会情勢の変化やニーズに的確に対応しながら、事業の早期展開に向けて取り組んでいくこととしております。

令和2年度の事業計画でございますが、本年度も(1)の積算等事業や(2)の施工管理事業、141ページに記載しております(8)のアセットマネジメント支援事業などに取り組んでまいります。

次に、142ページを御覧ください。

収支予算書についてであります。

まず、(1)の経常収益は、事業収入など合計で、線で囲まれたところでございますが、当年度6億8,858万円余を見込んでおります。

次に、(2)の経常費用でございますが、143ページを御覧ください。

中ほどの経常費用計の欄でございますが、7億2,371万円余を見込んでおります。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○国府道路建設課長 道路建設課でございます。

引き続き、宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

報告書の7ページをお開きください。

まず、令和元年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路

の北線・南線の料金徴収及び維持管理や、休憩所の管理等を行ったところであります。

なお、一ツ葉有料道路は令和元年度に無料化の予定でありましたが、国土強靱化の観点から、橋梁の耐震対策等の工事が必要なため、料金徴収期間を10年間延長いたしております。

2の事業実績であります。表右側の事業実績欄を御覧ください。

北線の通行台数は年間約265万台、料金収入4億5,766万円余、南線の通行台数は年間約417万台、料金収入7億5,362万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

報告書の201ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書につきましては、令和元年度の事業終了時に経営評価を行い、作成しております。

まず、一番上の表の概要を御覧ください。

上から4行目の総出資額は29億8,700万円で、県出資比率は100%であります。

次に、中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。

まず、人的支援であります。表の右側の令和2年度の欄を御覧ください。役員数は合計4名で、そのうち県職員1名、県退職者2名、それ以外の者として公認会計士1名となっております。

また、3行下の職員数は合計13名で、そのうち県職員4名、県退職者が7名となっております。

その下の欄、県の財政支出等につきましては、該当がございません。

次に、下段の表、実施事業を御覧ください。

道路公社では、①から③の事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

活動指標は2つ掲げておりました。①の一ツ葉有料道路利用台数につきましては、令和元年度欄にありますように、目標値678万1,000台に対しまして実績値682万2,000台で達成度は100.6%、②の有料道路回数券販売活動につきましては、目標値2億8,957万6,000円に対しまして実績値2億9,285万6,000円で達成度は101.1%となっており、ともに目標値を上回っております。

次に、202ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。

まず、表の左側の収支計算書でございますが、令和元年度の収入、支出はともに11億8,806万円余であります。

収入は、通行料金収入が主な収入であります。

支出であります。その内訳としまして、事業費は、道路補修や植栽等の維持管理費で5億3,311万円余、管理費は、公社役職員の人件費や管理諸費で1億4,309万円余、その他の支出は、償還準備金繰入金や道路事業損失補填引き当て損で5億1,185万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。

令和元年度の資産は、流動資産と固定資産を合わせて216億9,681万円余となっており、その3行下の負債は187億981万円余となっております。

その下の、資産から負債を差し引いた正味財産は29億8,700万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。借入金等償還率を指標としております。

指標の達成度であります。令和元年度欄にありますように、目標値100%に対しまして実績値、達成度とも同じく106.3%となっております。

なお、令和2年度以降の目標値につきましては、耐震対策等の財源確保のため料金徴収期間

を延長したことを踏まえまして、②道路料金収入の計画値を指標に追加をいたしております。

中段の表の、直近の県監査の状況を御覧ください。特に指摘事項等はありませんでした。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります。

令和元年度は、各目標値を全て達成できております。引き続き、料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、県出資金の早期償還に努め、また、国土強靱化の観点から、県民の生命、安全、安心な暮らしを守るため、道路等の計画的な補修、橋梁等の耐震対策及び津波避難誘導対策に早期に取り組む必要があります。既に今年度着手しているところであります。

次に、評価としましては、活動内容、財務内容、組織運営ともに「A」、良好としております。

続きまして、令和2年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の11ページをお開きください。

令和2年度の事業計画書であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き料金徴収及び維持管理等を行うとともに、橋梁耐震化及び避難誘導対策に取り組んでまいります。

12ページをお開きください。

3の収支計画でございますが、収入は9億3,609万円余、支出は13億9,099万円余を見込んでおります。

なお、収支差の4億5,490万円余につきましては、毎年度、利益相当分を積み立ててきた償還準備金を充てることとしております。

道路建設課につきましては、以上でございます。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

引き続き、県出資法人等の経営状況について御報告いたします。

お手元の令和2年9月定例県議会提出報告書の1ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社であります。

まず、令和元年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。資産整理計画に基づき、公社保有資産の処分に努めたところであります。宮崎市内にあります生目台駐車場の土地資産につきましても、処分を進めた結果、約6割が売却となったほか、住宅公社の社屋ビル及び土地の売却を行いました。

なお、当法人は国土交通大臣の認可により令和2年3月31日をもって解散し、現在、清算法人として清算事務及び清算終了の準備を進めているところであり、県への円滑な引継ぎが行えるよう調整を進めております。

2の事業実績であります。表には事業による収入を示してございまして、(1)の賃貸管理事業が1,773万円余となっております。

次に、経営状況等につきまして御説明いたします。

同じ報告書の203ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、上段の表の概要ですが、上から4行目の総出資額は1,020万円で、県出資比率は100%であります。

また、その下の特記事項にありますように、公社の事業目的はほぼ達成できたことから、当法人は令和2年3月31日をもって解散となっております。

次に、中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。

まず、人的支援であります。表の右側の令和2年度の欄のとおり、令和元年度末で解散しているため該当がございません。

その下の財政支出等につきましても、該当がありません。

次に、一番下の表を御覧ください。

公社では、実施事業の欄にあるとおり、①と②の2つの事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

①の資産処分進捗率につきましては、平成26年度当初の処分対象件数29件のうち、昨年度までに25件を処分しましたので、実績値は86.2%となっております。

なお、一部の資産について、処分に至らなかったことから、これらの資産については公社から県に引き継ぐこととなります。

次に、204ページを御覧ください。

表の一番上の財務状況の欄を御覧ください。

まず、左側の収支計算書について御説明いたします。

3行目の収入の欄でございますが、令和元年度は1億8,548万円余となっております。昨年度に比べて大きく増加しておりますが、これは主に賃貸管理事業での事業収入のほか、住宅公社の社屋ビル等の資産整理に伴う固定資産の売却益を特別利益として計上したためであります。

これに対し、上から7行目、支出は7,742万円余となっております。これは、事業費や人件費等の管理費のほか、その他の支出は、公社資産整理に伴う不動産鑑定料、広告料などがございます。

その結果、収入から支出を差し引きました当期収支差額は、1億806万円余の黒字となっております。

次に、右側の貸借対照表について御説明いた

します。

上から3行目の資産は、流動資産と固定資産を合わせ、令和元年度は70億3,330万円余となっております。

上から6行目の負債であります。流動負債と固定負債を合わせ\*1億9,518万円余となっております。

下から3行目の資産から負債を差し引いた正味財産は、68億3,812万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。

①の借入金依存率につきましては、借入金はございませんので達成度は100%となっております。

中ほどの表の、直近の県監査の状況については記載のとおり、工事契約事務につきまして注意事項が1件ありましたが、適切な事務処理を行うよう指導したところでございます。

一番下の表の総合評価を御覧ください。

右側の県の評価であります。解散に向けて資産の処分を進めたが一部未処分資産が残ったため、公社の解散により、県に資産を引き継ぐこととなりました。

今後は、県への業務引継ぎが円滑に進むよう、残余財産及び関連資料の整理に取り組む必要があると考えております。

次に、評価であります。活動内容、財務内容、組織運営をともに「A」の良好としております。

なお、令和2年度の事業計画につきましては、解散しておりますので該当はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

○西村委員 道路公社について質問したいので

※次ページに訂正発言あり

すけれども、コロナの影響が今年の2月ぐらいから始まって、通行量や徴収額に影響が出ているかどうかを教えてください。

**○国府道路建設課長** 本議会で部長が答弁しましたけれども、今年の3月～8月までの6か月間を見ますと、交通量が約87%、料金収入は値下げの影響もありまして約69%となっております。

この交通量につきましては、全国の高速道路等を調べてみますと、やはり同じような傾向で交通量の減少が見られておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響であろうと考えております。

ただ、5月14日の緊急事態宣言解除後には、北線でありますけれども、前年比以上の交通量となっている時期もございまして、今後とも経営努力を続けながら利用状況を注視してまいりたいと考えております。

**○外山委員** 今回の報告書の数値は令和2年度3月末までですよね。令和4、5、6、7、8年は予想として、厳しい状況と見とったほうがいいのでないか。

たまたま、今おっしゃったように5月の解除後は少し増えたとおっしゃるけれども、実は4月、5月や8月の落ち込みを見ると、9月以降に急激な増えると期待できないところがある。

今回の決算はもちろん3月までですから、コロナの影響は4月以降ですからね、これには反映しないけれども、なかなか厳しいかもしれません。

答えは結構ですよ。

**○武田委員長** ほかに、関連以外でないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○金子建築住宅課長** 建築住宅課でございます。

先ほどの経営評価報告書の中で、1点訂正を

させていただきたいと思います。

経営報告書の204ページの貸借対照表の負債Bの令和元年度の欄であります。私は「1億9,517万円余」と申し上げましたけれども、正確には「1億9,517万円余」でございます。おわびして訂正させていただきます。

**○武田委員長** それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○小倉河川課長** 河川課でございます。

台風10号の被害状況について御説明いたします。

別冊の資料の1ページを御覧ください。

まず、気象概況についてですが、台風10号による豪雨は、県北の山沿いを中心に猛烈な雨が観測され、美郷町南郷の渡川ダムで最大時間雨量が64ミリ、最大24時間雨量が646ミリ、総雨量が735ミリ観測されております。

次に、公共土木施設の被害状況についてであります。9月6日から7日までの台風10号による道路や河川などの公共土木施設の被害は、9月14日現在で、県が管理する施設で24か所、被害額は約15億3,000万円、市町村が管理します施設で77か所、被害額は約9億5,000万円で、県全体で被害箇所は101か所の被害額としましては約24億8,000万円となります。詳細につきましては、下の表を御覧ください。

次に、県の被害状況についてであります。2ページに主な箇所の被災状況写真を上げておりますので、併せて御覧ください。

まず、道路施設についてでありますけれども、県道上椎葉湯前線ほか5路線の16か所で被害が発生しております。県道上椎葉湯前線は、2ページの写真にもありますように、道路斜面からの崩土により道路一面に土砂が流出し通行止めとしておりましたが、現在は、2トン車以下の

車は通行可能となっております。

次に、河川施設についてであります。二級河川耳川水系耳川ほか3河川の6か所で被害が発生しております。耳川につきましては、写真にありますように、護岸が流出し、上部の斜面も一部崩落しているような状況でございます。

次に、急傾斜施設についてであります。椎葉村の鹿野遊地区の1か所の被害が発生しております。鹿野遊地区は、急傾斜からの土砂災害により被災したものであります。詳細につきましてはこの後、砂防課より御報告申し上げます。

最後に、港湾施設についてであります。延岡市の延岡港海岸の方財地区の1か所で被害が発生しております。延岡港海岸は、波浪により緩傾斜護岸が被災したものであります。

なお、これらの公共土木施設災害につきましては、\*11月中に国の災害査定を受けまして、早期復旧を行うこととしております。

説明は以上でございます。

#### ○小牧砂防課長 砂防課であります。

同じく別紙資料の3ページをお開きください。

台風10号による大雨により椎葉村大字下福良鹿野遊地区で発生しました土砂災害につきまして、御報告いたします。

被害状況についてでございます。

被災日時は、令和2年9月6日の20時から21時の間に発生したと推定されております。被災場所は椎葉村大字下福良、人的被害は1名が負傷され、今日現在も依然4名の方が行方不明であります。建物被害は、住家全壊が1戸、非住家2戸であります。

右側の航空写真を御覧ください。崩壊は長さ約300メートル、高さ約170メートル、幅は下が17メートル、上が約38メートル、崩壊した土砂は

十根川を挟んだ対岸の国道265号まで達しております。

降雨状況についてでございます。

椎葉駐在所にあります雨量計では、総雨量で569ミリ、崩壊発生直前の6日の20時までの累計雨量で394ミリ、最大時間雨量は崩壊発生直前の19時から20時までの1時間に39ミリを記録しております。

4ページを御覧ください。

災害発生翌日の9月7日に、国へ土砂災害専門家の派遣を要請し、9月8日に現地調査を実施していただき、捜索活動への注意点や今後の復旧に向けた技術的助言を受けたところです。

調査結果によりますと、土砂災害発生メカニズムは、下段にありますように、まず、強い降雨により大量の地下水が集中し、最初に斜面中腹部から下の斜面、写真では①の部分が崩壊し、その影響で上部斜面、写真では②の部分の表層崩壊が拡大したものと想定されます。

また、崩壊した土砂は、十根川を横断し、写真では③の国道265号まで達していることから、かなりの勢いであったと推測されます。

今後の対応についてであります。現地の対策について県土整備部で行うこととしており、現在、測量を完了し調査設計に着手しており、対策工法について国と協議を行っているところです。

また、対策につきましては、国の補助事業で取り組めるよう、事業採択に向けた作業を行っているところであります。

説明は以上であります。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料のほうにお戻りいただきまして、12ページをお開きください。

※47ページに訂正発言あり

美しい宮崎づくり推進計画に基づく令和元年度の主な施策につきまして、御報告いたします。

1の施策の実施状況であります。推進計画では、令和8年度までの10年間の計画期間中に特に力を入れて取り組むべき3つの重点施策として、1つ目に景観による地域のブランド力向上、2つ目に景観を生かした“おもてなし”、3つ目に宮崎を美しくする人づくりを定めており、各部局が連携して、美しい宮崎づくりに関する施策を令和元年度も実施してまいりました。

以下、主な取組について、四角囲みの中に黒ひし形の箇条書きで記載している中から、実施状況の写真を使い、御説明いたします。

まず、重点施策1、景観による地域のブランド力向上であります。

①の価値の高い景観づくりとしまして、写真1の植栽イベントなどを行う美しい宮崎づくり活動団体の支援や、写真2の国立公園内におけるビューポイントの整備のほか、写真3のとおり、視点場の眺望の確保による景観の磨き上げを実施したところであります。

②の発信力の強化としまして、写真1のような宮崎地域資源ブランドフォトコンテストを開催したほか、写真2のとおり、国土交通省のガーデンツーリズムに宮崎花旅365が登録された記念の講演会、交流会の開催、また写真3のような、美しい宮崎づくり大賞を受賞した活動団体のPR動画を制作したところであります。

右の13ページを御覧ください。

重点施策2、景観を生かした“おもてなし”についてであります。

①の魅力ある地域づくりとして、写真1のこどものくにバラ園や、写真2の日向市、金ヶ浜園地のライトアップのような、観光地の景観の磨き上げが行われたほか、写真3のとおり延岡

市小川でのカヌー体験のような、県北地域の体験型観光メニューの開発や販売促進に取り組んだところであります。

②の快適に観光できる環境づくりとして、写真1のような電動自転車のレンタサイクル導入を行った綾町など観光地づくりを行う市町村を支援したほか、写真2のとおり、道路清掃や草刈りなどの道路美化活動の支援、写真3の、串間市都井岬に観光交流施設パカラパカの整備を串間市が行ったところであります。

③のビッグイベントに向けた環境づくりとしまして、写真1のような沿道修景美化推進路線で33万本の花苗の植栽や、写真2のとおり、JR日南線の南郷駅舎を西武ライオンズのチームカラーに塗り替える、地域住民によるおもてなしの景観づくりに取り組んだほか、写真3の、宮崎ブーゲンビリア空港にある花壇の植栽管理を実施したところであります。

14ページをお開きください。

重点施策3の宮崎を美しくする人づくりについてであります。

①の気運の醸成として、写真1のとおり、美しい宮崎づくりのつどいなど講演会やパネル展を開催したほか、写真2のとおり、美しい宮崎づくり大賞などの知事表彰を実施し、写真3のような海岸愛護活動に取り組む団体を支援してまいりました。

②の未来の景観を担う人づくりとして、写真1のように小中学校において景観教室の開催や、写真2のとおり、庭造りの専門家であるガーデナー勉強会の開催、また写真3のような景観まちづくりアドバイザーの派遣を実施いたしました。

③の連携体制づくりとして、写真1のとおり、美しい宮崎づくり活動団体同士の交流会を県内



3か所で開催したほか、写真2のように活動団体と連携した花壇造りの実施や、写真3のように河川パートナーシップ事業として堤防の草刈りなどを行う団体を支援したところでもあります。

右の15ページを御覧ください。

2の今後の取組であります。が、(1)に記載のとおり、美しい宮崎づくり推進計画に位置づけられております。ただいま御説明しました3つの重点施策を展開していくとともに、(2)のとおり、知事をトップとします美しい宮崎づくり推進本部の下、引き続き、各部局間の連携を図りながら、景観行政団体である市町村や、県民並びに事業者との、相互連携による美しい宮崎づくりを総合的に推進することとしております。

また、(3)のとおり、美しい宮崎づくり活動団体などの支援や、積極的な情報発信によって、県民の機運醸成を図りながら、「愛着と誇りの持てる「美しい宮崎」の創造と継承」を目指して今後とも取組を進めてまいります。

最後に、現在実施中の取組を1件、御報告いたします。

参考のPRチラシにありますとおり、新型コロナ対策として県の農政水産部が実施しております「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」に連動しました、工事現場に花を飾ろうという取組でありまして、今年7月から県の公共3部で取り組んでいるところであります。

県の美しい宮崎づくりのフェイスブックには、昨日までに25件の取組事例が投稿されておまして、そのうち4つの写真をここに掲載しております。

この取組は、花苗の応援消費に加えまして、建設業のイメージアップ、さらには美しい宮崎づくりにもつながるものでございます。

今後、建設業の皆様の御協力を頂きながら、

この取組につきましても情報発信に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○小倉河川課長 河川課でございますけれども、先ほど台風10号の被害状況について説明した際に、最後のほうで、11月中に国の査定を受けまして早期復旧を図るというふうに説明申し上げましたが、一部訂正させていただきたいと思っております。

この災害査定につきまして、大部分の箇所につきましては11月中を目標に災害査定を受けまされども、調査や設計に時間がかかる案件につきましては、できるだけ早く、早急に査定ができるように進めてまいりたいと考えております。

おわびと訂正です。よろしく申し上げます。

○武田委員長 それでは、質疑はありませんか。

○田口委員 今ありました台風の被害のところで、この崩落した杉林は民有林ですか。

○小牧砂防課長 椎葉村の鹿野遊地区のほうの崩落につきましては、民有地であります。

○田口委員 民有林であっても、これを県のほうで全部やるということなんですね。

○小牧砂防課長 これにつきましては、当然その民有地ということで環境森林部のほうと調整を図っておまして、ここの箇所につきましては県土整備部のほうで取り組んでいくように今調整を図っているところであります。

○日高委員 関連です。民有地ということですよ。そこの災害査定に引かかる、かからない、そこの判断の基準はどうなっているんですかね。ここは被害が大きかったから当然そういうことになるのかなというのがありますが、小

さいところだったら、かかるところ、かからないところ、その瀬戸際のラインというのは、どういう法の中で、どういう規定で判断をされるのか。

**○小牧砂防課長** こちらの鹿野遊地区に関して申しますと、下のほうに、もともと県で整備しました急傾斜施設がございました。その施設が被災を受けているので、これについては県の災害というふうに考えております。

ただ、その施設自体は落石とかそういうものを防護する施設でありまして、今回の被災はかなり上部——先ほど申しました民地のほうも含めての大きな崩落なものですから、これは災害復旧だけでは取り組めないで、どういう事業で取り組めるかも含めて今、国のほうと協議中であります。

**○日高委員** ここには載ってないけれども、5メートルぐらいずっと擁壁があって、今回の場合は、そこを乗り越えているわけですね。

山がこれだけあったときに、その擁壁を造る高さとか、そういういろいろ基準があると思うんですが、今回の場合は、こういう高さの山が崩れてくることを想定しても、やっぱりそういう、それぐらいの高さの擁壁を築くというような形で基準としてはよかったのかどうか。

**○小牧砂防課長** 先ほどの施設につきましては、急傾斜地対策事業ということで平成8年から11年に実施しております。擁壁につきましては、その形状からラムダ擁壁と言われる擁壁でして、延長としては158.5メートル。

ただし、これはあくまでも急傾斜地の対策ということで、落石——要するに斜面上にある石であるとかそういう落ちてきたものを防護する施設ということで、実際こちらの写真で見ただけですように、全体の土砂が崩れてくるの

を想定しているものではなく、そういう現象も現地のほうではこれまで見受けられなかったものですから、建設当時は、斜面对策の施設として基準を満たすものでありました。

**○山下委員** 同じ場所なんですけど、この写真を見る限り、上のほうには林道か何か道路が通っていたの。

**○小牧砂防課長** 写真のほうの上部にあるもの、これは同じく、この地区で地すべり対策事業——今回崩落した斜面ではないんですが、その崩落した斜面よりちょっと斜め左の方向に向けての地すべり対策事業を実施しておりまして、その施設を管理する管理用道路です。

この管理用道路につきましては、県と国から来ていただいた専門の方と一緒に現地のほうを調査しました。そちらのほうからの流れ込んだ水で斜面が崩壊したんじゃないかという話もありましたので、現地を見ましたところ、実際のり面が崩壊するような流水、それがあつたような痕跡はございませんでした。

ですので、今回の原因は、大雨によって地下水が多くなり、それが斜面の中腹部から出てきたことで崩壊したものではなかろうかと。実際、現地の斜面を見ましても、画像でも見られたかもしれないけれども、水がまだ流れているような状況もございますので、そのあたりが原因であつたと考えております。

**○山下委員** この道路は管理道路ということでしたので、普段、村民の方は、地域の人たちは通ってない道路なの。

**○小牧砂防課長** こちらは一応、管理用道路ではあるんですけども、一般の方も通れるような形になっております。

**○山下委員** 私は都城なんですけど、こういう木材を出すための管理道路はいっぱい入っている

んですよね。もちろん環境森林部もそういう事業をどんどんやりながら木を持ち出しやすいようにやっているんですが、結局、道路を造ってしまうと、排水が道路を横断したり、谷のほうに一举に水を持っていくもんですから、やっぱり崩落の原因をつくるんじゃないかなという思いがあります。

国との協議の中で、道路から来る雨水がその発生源ではないということですので、安心はしたんですが、こういう場所がいっぱいあるんですよね。例えば小さいU字溝が入っているんですよ。その中にも落ち葉が詰まってしまう、そして砂利が入ってしまうと、一举に道路から水が低いところに流れる場所がいっぱいあるなど、そういう思いで、ちょっと気になったもんですから、聞いたところでした。

○武田委員長 ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、以上で県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時4分休憩

---

午後3時9分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、18日金曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いた

します。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。

午後3時9分散会

令和2年9月18日(金曜日)

---

午後0時58分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		西村賢
委員		日高利夫
委員		田口雄二
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

---

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして賛否も含め、御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、これより議案の採決を行います。議案の採決につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号から第3号及び第16号につきましては、原案のとおり可決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第3号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を願います。

○前屋敷委員 是非とも採択にしてもらいたいと思います。

○西村委員 会派で検討した結果、いろんな国の対策等の効果を見るにはまだ早いという結論でしたので、継続審査としていただきたい。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

---

午後1時2分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○武田委員長 挙手多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてあります。委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時4分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に

御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、見合わせておりました県南調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時9分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、調査を実施したいと存じますが、調査日程については今、御意見が出ましたように10月の28・29日で実施したいと思います。

また、調査を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては県南調査の見合わせ等も想定されますが、その時点の状況を見て正副委員長で判断させていただきたいと存じますので、御了承ください。

なお、調査先につきましては、同様の日程を軸に一任いただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時11分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

10月26日木曜日の閉会中の委員会につきましては、内容については一任ということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。

午後1時12分閉会